

会 議 録 目 次

令和 2 年第 1 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 2 年 3 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	9
	③報告第 1 号 損害賠償額の決定について……………	12
追加日程第 1	発議第 1 号 西田祐三町長に対する問責決議案……………	16
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	20
日程第 5	同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	21
日程第 6	第 1 号議案 工事請負契約の締結について……………	23
日程第 7	第 2 号議案 工事施行協定の変更について……………	27
日程第 8	第 3 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
日程第 9	第 4 号議案 海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について……………	30
日程第 10	第 5 号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について……………	37
日程第 11	第 6 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
日程第 12	第 7 号議案 海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	41
日程第 13	第 8 号議案 海田町防災対策基本条例の制定について……………	42
日程第 14	第 9 号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
日程第 15	第 10 号議案 海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	50

日程第16	第11号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する 条例の制定について……………	52
日程第17	第12号議案	海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の 制定について……………	53
日程第18	第13号議案	広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行 条例を廃止する条例の制定について……………	57
日程第19	第14号議案	令和元年度海田町一般会計補正予算(第5号)……………	57
日程第20	第15号議案	令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	57
日程第21	第16号議案	令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)‥	57
日程第22	第17号議案	令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)…………	57
日程第23	第18号議案	令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	57
日程第24	施政方針……………		64
	(延	会) ……………	74

令和2年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年3月3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 (開 議) 3月3日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子          |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠              員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長       | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長         | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課長       | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 近 森 茂   |
| 税 務 課 長         | 片 山 茂   |
| 町 民 生 活 課 長     | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者       | 中 川 修 治 |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長         | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長     | 森 山 真 文 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長   | 山 田 長 秀 |

環境センター所長 岡田 隆 弘

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 | 千奈美     |
| 主           | 査 | 水 野 啓 太 |
| 主           | 事 | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第 1 号 損害賠償額の決定について

追加日程第 1 発議第 1 号 西田祐三町長に対する問責決議案

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

日程第 5 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 6 第 1 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 7 第 2 号議案 工事施行協定の変更について

日程第 8 第 3 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第 4 号議案 海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 10 第 5 号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 11 第 6 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 第 7 号議案 海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 第 8 号議案 海田町防災対策基本条例の制定について

日程第 14 第 9 号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 第10号議案 海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第11号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第12号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 第13号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 第14号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 第15号議案 令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第16号議案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第17号議案 令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第18号議案 令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 施政方針
- 日程第25 一般質問
- 日程第26 第19号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 第20号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 第21号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 第22号議案 令和2年度海田町一般会計予算
- 日程第30 第23号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 第24号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 第25号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第33 第26号議案 令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 第27号議案 令和2年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第

1 回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者等のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、国内でも複数の地域から感染経路が分からない感染例も報告されており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。政府は国内での感染拡大のスピードを抑えられるかどうか今が瀬戸際だという見解を示し、感染症対策の基本方針も決定しております。本町においても、感染症対策にはできる限り工夫を講じ、万全を期されるようお願いを申し上げておるところでございます。また、我々議員及び町民一人一人は冷静にそれぞれができることを実践して、引き続き、ウイルス感染予防、拡散防止に努めていただきたいと思います。

この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆さん、おはようございます。本日、令和2年第1回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告1件、諮問1件、同意1件、契約認定1件、工事施行協定の変更1件、条例制定2件、条例改正10件、条例廃止2件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会の招集に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第34に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、12番、多田議員、13番、崎本議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~、

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月17日までの15日間と決します。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆さんにおかれましては、質問質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に、十分留意の上、発言をしてください。次に、執行部におかれましては、質問質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしてください。なお、質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしてください。最後に、毎回申し上げますけども、発言をされる際には、声が聞き取りやすいように、マイクを立てて、ゆっくりと発言をしてください。以上のことをお願いをしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付をしております12月定例会以降の主なものについて報告申し上げます。

初めに、令和元年12月19日及び令和2年2月20日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概要について御報告申し上げます。

それでは、令和元年12月19日に開催されました令和元年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告を申し上げます。第2回定例会におきましては、人事案件1件、報告1件、専決処分の承認1件、条例改正、条例制定4件、決算認定1件、補正予算2件、発議1件が提出されました。まず、人事案件として副管理者の選任については、海田町長が全会一致で選任をされました。続いて、報告として、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についての専決処分の報告がございました。続いて、専決処分の承認として、職員の給与に関する条例の一部改正についての報告を受け、全会一致で承認されました。続いて、条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正について及び職員の育児休業等に関する条例の全部改正について、並びに条例制定として、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが提出されました。いずれも全会一致で可決されました。続いて、決算認定として、平成30年度安芸地区衛生施設

管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計、歳入総額 5 億 2,808 万 1,492 円、歳出総額 4 億 9,586 万 7,908 円、差引総額 3,221 万 3,584 円、特別会計歳入総額 9 億 5,341 万 9,353 円、歳出総額 8 億 8,855 万 2,567 円、差引総額 6,486 万 6,786 円となり、監査委員から各会計とも適切に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定をされました。次に、補正予算として、令和元年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び令和元年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。続いて、発議として、安芸地区衛生施設管理組合議会会議規則の一部改正についてが提出され、全会一致で可決されました。

次に、令和 2 年 2 月 20 日に開催されました令和 2 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてを御報告申し上げます。第 1 回定例会におきましては、補正予算 1 件、予算案件 2 件、その他案件 1 件が提出されました。まず補正予算として、令和元年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算が提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。続いて、予算案件の令和 2 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び令和 2 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、その他案件として、令和 2 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてが審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計 2,360 万 3,590 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 2 億 2,493 万 9,515 円と決定をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、令和元年度第 2 回及び令和 2 年度第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、2 月 14 日に、令和 2 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催され、組合議会議員であります私から議会の概略について御報告を申し上げます。

それでは、令和 2 年 2 月 14 日に開催されました令和 2 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会について御報告申し上げます。第 1 回定例会におきましては、条例改正 2 件、補正予算 1 件、当初予算 1 件及び人事案件 1 件が提出されました。条例改正として、広島県市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例が提出され、それぞれ全会一致で可決されました。次に、補正予算として、令和元年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算が提出されました。これは歳入歳出、それぞれ 1 億 6,806 万 4,000 円を追加し、予算総額をそれぞれ

れ62億6,431万2,000円とするもので、全会一致で可決されました。続いて、当初予算として、令和2年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出されました。これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億86万4,000円と定めるもので、全会一致で可決されました。続いて、人事案件では、監査委員の選任の同意として、識見を有する者から選任する監査委員に、世羅町長の奥田正和氏が選任されました。なお、関係資料は、議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、令和2年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。

続いて、2月18日に、令和2年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求めることにいたします。久留島議員。

○10番（久留島） それでは御報告いたします。

令和2年2月18日に、令和2年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、条例案件3件、その他案件2件及び予算案件4件が提案されました。まず、条例案件として、被保険者数や医療給付費の増加、保健事業の拡充等による業務量の増等に対応するため、広域連合事務局職員の定数を増員する議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について。地方自治法の一部改正に伴い、設置する監査専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその趣旨、支給方法について必要な事項を定めるための議案第2号、広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部改正について。令和2年度及び令和3年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げ、被保険者均等割額を減額する基準について、所要の改正を行うための議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが全会一致で可決されました。次に、その他案件として、議案第4号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について。第3次計画を改定し、令和2年度を初年度とする新たな計画として、第4次広域計画を策定する議案第5号、広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてが全会一致で可決されました。続いて、予算案件として、

実収入の増額に伴う議案第6号、令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号、健康診査事業に係る補助金の増額等のため、議案第7号、令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第8号、令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第9号、令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算が全会一致で可決されました。なお、関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、令和2年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

続きまして、前田議員が、町村議会議員として30年以上在職したものとして11月13日に全国町村議会議長会の創立70周年記念式典において特別表彰を受章されましたので、私から伝達を行いました。また、2月7日に、令和元年度広島県市町議会議員知事表彰を受章されましたので、御報告を申し上げます。

続きまして、2月21日開催の広島県町議会議長会、令和元年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として27年以上在職の崎本議員が全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受章され、町議会議員として14年以上在職の久留島議員、30年以上在職の前田議員が、広島県町議会議長会の自治功労者表彰を受章されました。

また、広報コンクール表彰において、海田町議会が広報誌部門で特選を受賞いたしましたので御報告を申し上げます。以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、1月下旬より、感染拡大防止のため、町内施設に消毒液を配布するとともに、町ホームページやポスター等で周知を行いました。また、6回にわたり、私、副町長、教育長及び部長級職員による感染症対策会議を実施し、非常時に備えた対応などについての協議を行いました。更に、国内の複数地域で散発的に患者が発生する中、徹底した感染拡大防止対策を推進するため、2月27日付、私を本部長とする海田町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまし

た。なお、町立小中学校においては、子どもたちの健康安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、3月2日から春休みまでの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うこととしました。また、児童クラブについては、小学校の臨時休業に伴い、長期休暇期間中の開会時間と同じ時間を開会し、児童の受入れを行っております。

次に、新庁舎整備につきましてでございますが、1月7日に新庁舎建設等工事の入札公告を行いました。その後、1月22日に広島県から、新庁舎建設用地である元広島県海田庁舎敷地において、土壌汚染対策法に基づく調査で基準値を超える汚染物質が検出された旨の速報を受けたことから、入札を延期いたしました。その後、2月26日に広島県から土壌調査の結果を受容したことを受け、2月28日に区域指定の申請を行いました。現在は汚染の深さを調査しており、3月中旬頃に調査結果が分かる見込みとなっております。今後の調査結果等を踏まえ、必要な対応等を検討し、庁舎移転に向けて取り組んでまいります。

続きまして、消防出初式についてでございますが、1月12日、海田小学校体育館において、海田町消防団、広島市安芸消防署などの協力の下、令和2年海田町消防出初式を行いました。当日は屋内開催となり、団員の表彰をはじめ、広島市消防局はしご乗り同好会による演技の披露、海田吹奏楽団による演奏や海田鼓童子による和太鼓演奏を行い、住民の消防に対する信頼感の一層の向上や防火、防災意識の高揚を図ることができました。

次に、災害時支援協定の締結でございますが、12月17日にマックスバリュ西日本株式会社と包括連携協定の締結を行うとともに、支援物資の提供に関する覚書を締結しました。また、2月3日に、社会福祉法人住田学園福祉会さいわい保育園と、緊急避難所の使用に関する協定を締結しました。

続きまして、1月24日に、海田町地域公共交通会議を開催し、海田町地域公共交通網形成計画素案及び海田町町内循環コミュニティバスのルート見直し案について御審議いただき、事務局より提案の計画素案及び見直し案について御承認いただきました。

次に、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートについてでございますが、12月12日にデザインデータ作成業務委託契約を締結し、1月20日にデザインデータを作成しております。また2月に、製作枚数を見込むためのアンケートを実施したところでございます。今後は7月に交付できるよう製作を進めてまいります。

続きまして、コンビニ交付サービスについてですが、1月16日に、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始し、住民サービスの向上につなげることができました。利用件数は2月末現在で73件でございます。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、1月30日に全ての手続が終わり、事業が完了いたしました。また、同日、仮称町道143号線の道路改良事業に関する地元説明会を開催し、32名の住民の方々に御参加いただき、事業の推進について御理解と御賛同の声をいただきました。

続きまして、消費税率の引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とするプレミアム付き商品券発行事業でございますが、低所得者対象の申請は1月末で終了しました。受付人数は1,766人、申請率は49.0パーセントで、対象者に商品引換券を発送いたしました。また、子育て世帯への商品券の購入引換券、発送人数は1,156人となっております。商品券が使用可能な取扱店は広島安芸商工会において取りまとめを行い、89店舗の登録がありました。

次に、1月18日に紙屋町シャレオで、広島市安芸区、府中町、熊野町、坂町と合同で、安芸地区自慢対決インシャレオを開催しました。当日は各市町自慢の物販と観光PRを行い、約500人の方々にお越しいただきました。海田町からは魅力づくり推進事業補助金の助成を受けている焼き菓子店が出店し、イベント開始前から行列ができ、大変盛況でした。また、ヒマ太君をはじめ、各市町のキャラクターの着ぐるみも集合し、幅広い世代から注目を集めました。

続きまして、上田宗箇流茶道イン海田、文化教室でございますが、浅野氏広島城入城400年記念事業として、7月から1月まで合計6回の講座を開催し、最終の第6講では、上田流和風堂を訪問しました。講師に田村宗佐先生をお招きし、第1講から第6講までを合わせ、延べ154人の参加者が、伝統ある武家茶道と海田町の文化を学びました。

次に、瀬野川流域の歴史資源の紹介や西国街道周辺の魅力発信を目的として、広島市安芸区と共催している西国街道を歩こうでございますが、12月15日に中野編、2月2日に海田編を開催しました。それぞれ西国街道約4キロのコースをボランティアガイドの案内で町歩きし、中野編では23人、海田編では40人の参加があり、大好評でした。

続きまして、海田南小学校が令和元年度広島県教育奨励賞を受賞し、1月31日に広島県庁において表彰が行われました。これは町立全小中学校における通級による指導の充

実に向けた取組を海田南小学校が拠点校として進めてきたことが評価されたものでございます。

次に、1月12日、海田公民館において、令和2年成人祭を開催いたしました。当日は、新成人321人の対象者のうち210人、約65パーセントの参加がありました。第1部の式典は厳粛に挙行され、新成人代表が今年の成人祭のテーマである飛躍、新たな未来にちなんで、これからの未来に向け、日々精進し、責任ある大人として社会に貢献していくと、強く誓いの言葉を述べ、来賓や来場された方々より温かい祝福を受けました。第2部では、成人祭実行委員会が企画運営した記念事業が開催され、久しぶりに再会した仲間や恩師との話に花を咲かせ、旧交を温めていました。来賓の方々や仲間たちとともに、新成人としての門出をみんなで祝うすばらしい成人祭となりました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告いたしました。

失礼いたします。マックスバリュ西日本株式会社の包括連携協定の締結を行うとともに、支援物資と申し上げましたが、救援物資に訂正させていただきます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、損害賠償額の決定について。海田中学校グラウンド付近で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告させていただきます。

債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は23万6,100円でございます。事故の概要について御説明いたします。令和元年11月4日10時30分頃、海田中学校グラウンドにおいて、サッカー部の部活動中に生徒がボールを持ち、北側のゴールに向かって蹴り入れる練習を行っていたところ、生徒が力加減を誤り、ボールがフェンスを越え、債権者宅の敷地の前側駐車場に駐車していた軽自動車の左側の前ドアの中央付近に当たり、車両に直径約10センチの円形の傷がついたものでございます。過失割合につきましては、当

方10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）11月4日にサッカー部の部員がこういう事故を起こしたということですが、まず一つは、そこに監督者がおったのかどうかというのが1点。もう一つは、その場所で、野球じゃないけどもホームラン的なそういう場所という問題ですね、万が一、そこまで行くというような位置の問題が発生をしておる訳ですけれども、その辺の配慮について、指導とか監督とかいうのはどういう状態であったのか説明を求めます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、練習当日の監督者の在についてでございますが、顧問2名がその場に指導としてついておりました。また、北側の方にゴールを向けて練習をしていたということでございますが、これまでも同様の練習をしており、これまでフェンスを越えることがなかったということから、練習の方法について課題はあったというふうには認識をしてなかったということでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）場所の問題で答弁がないんですが、万が一ということも含めて、今までなかったからそういう事故がなかったということでその場所を継続をしてやっておいでですけれども、場所の問題も大きなこの要因の一つになっておるんじゃないかと。監督はそこまで気が回らなかったというんか、気が付かなかったというんか、そういう問題も出てくる訳ですけれども、そこら辺の配慮あるいは検討ですよね、それはどうなって、どういう判断であったのかをお尋ねします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）これまで同様の練習をしていたということでございまして、今回の案件について事故があったということを受けまして、今後の指導の方向性としましては、まず向きを変えてフェンスからの距離を取ることによって事故の再発を防止するという対応しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）議会にこうして出されてきた議案についてですね、我々は適正であるかどうかというのが判断の基準になる訳です。23万6,000円という額はちょっと高いんで

はないかなという判断をするんですが、もちろん保険に入っておって、保険会社同士が過失相殺割合を算定をしながら、あるいは全国の例を見ながら、まず金額を決めたと思うんですけども、こういう額についてですね、本当に適正なのかどうか、ちょっと不安を感じるんですが、その辺の問題についてはどのように考えるのかをお尋ねをします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）この23万6,100円の金額ということなんですが、内訳としまして、修理代として17万8,020円。もう一つ、この方が車で通勤等されてましたので、その代車代ですね、レンタカー代が5万8,080円となっております。金額については適正と、町としては判断しておるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）今ね、練習の方法として、後から蹴るじゃどうのこの言われるんじゃが、今後またそういうケースが現れる、また起こるか分からないので、ネットをもっと高くするとか、そういう案件を検討してですよ、子どもがきちっと力いっぱいでも蹴れるような場所をね、作って提供するのが教育じゃないですか。だから、練習に工夫をするいう、力を入れて蹴ったら駄目で、力の加減をして蹴れじゃいうたら、そりゃ、競技のとき、練習にならんよの、発揮できんよの。だから、もっと自由に練習ができるように、フェンスを高くするとか、何とかそういう工夫が必要じゃ思うんじゃが、そういうことを教育委員会は教育現場では考えられんのか。これは是非考えてもらいたいんじゃが、その点についてどうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在、北側のフェンスの高さにつきましては、10メートルを設置しているところでございます。これまでの各部活動又は野球部等グラウンドを使う部活動において、ボールがフェンスを越えてというところの部分で、これまでの事案がありませんでしたので、フェンスの高さについては適正であるものというふうに考えておりました。練習方法につきましては、先ほども申し上げましたように、距離等を取ることによって、生徒が思い切りボールを蹴るであるとか、練習方法に制限を加えるということがなく練習することが可能でございますので、今後も運用の中で工夫をして行わせていきたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そういうね長々する答弁は聞いとらんよ。の。今まで過去になかった

んじゃが、今から、あったんじゃけん、今から起きるかも分からないのじゃけん、そういう工夫をされるかされんか、するかせんか聞いちょるんよ。の。するかせんか答弁すら、それで済むことよ。どうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今回の事故につきましては、多少不可抗力的なこともありますけども、100パーセント防ぐことができなかったようなこともあります。今議員がおっしゃるように、フェンスがどうだったかというのは最大の問題だと思いますが、ちょっとフェンスをですね、あれ以上していくと、また高さの問題が出てきまして、また別の問題が出てくると、そういうことも検討しまして、今後、フェンスの高さもですね、検討していきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をすべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結をいたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

○9番（宗像）議長、動議を提出します。

○議長（桑原）はい。

○9番（宗像）議会の説明責任について町長は自ら責任を果たしてまいりたいと繰り返し発言されていますが、昨年12月定例会にも審議を中断しなければならない事態となるなど、これまで議会に対して説明責任を果たされているとはいいがたい状況であります。海田町の最高責任者である町長の責任は重大で、町長自らの責任と反省を強く求める、西田祐三町長に対する問責決議を日程に追加し、議題とすることを望みます。以上、動議を提出します。

○議長（桑原）賛成はございますか。はい。ただいま宗像議員より西田祐三町長に対し問責決議の件を日程に追加をし、議題とすることの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、本動議は成立をいたします。よって本動議を直ちに議題として採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。西田祐三町長に対する問責決議の件を日程に追加をし、議題とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席ください。起立多数と認めます。よって、西田祐三町長に対する問責決議の件を日程に追加をし、直ちに議題とすることの動議は可決されました。

資料を配付してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、発議第1号、西田祐三町長に対する問責決議案を議題といたします。提案者より説明を求めます。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像でございます。西田祐三町長に対する問責決議案の提案理由について、決議案を読み上げることによって提案にかえさせていただきます。

町長は議員時代の平成23年12月定例議会において、議員時代に議会が提出した町長の問責決議案に対して賛成討論の中で、一番大事なのは、この問責決議が出る動きを作られたことに大きな問題がある。我々は二元代表制でございますから、町長は町長で選挙を受けます。町民の負託を受ける訳です。我々は町会議員として負託を受けておる訳です、と始められ、町長の説明責任について問題があると討論されており、町長就任時や事あるごとに、議員の方々の御意見を伺いながら、と説明されています。また、昨年9月の定例会において、説明責任について町長は自ら、説明責任をとということになりますと、私らも一応説明してきている状況でございます。しかしながら、御理解できなかった点には非常に反省するところがあるということでございますので、しっかりと説明を果たしてまいりたいと思いますので、今後はそういったところをしっかりと留意しながら進めていきたいというふうに思います、と答弁されています。これ以外にも、町長は、誠心誠意、全身全霊を傾けて、命を懸けて説明責任を果たすと明言されているところがございます。しかしながら、全く説明責任を果たされていません。昨年12月議会に限らず、議会を中断しなければならない状況が多々あり、混乱を招いている状況は、トップとしての責任は重大なものがあります。委員会審議を特別に何度も開催したり、発注すべき工事が遅れたり、また、計上すべき予算を議会開会直前に差し替えなければならないなど、議会自体に混乱をさせるだけではなく、執行部の中にも混乱を起こしており、職員にも大きな負担を掛けていることも事実でございます。特に、2月25日開催の災害防止対策等調査特別委員会における太陽光発電の説明においては、既に経済産業省に対してFIT申請を行っているにもかかわらず、何箇月も真実を明らかにせず、その内容の説明も足らず、当然、議会の理解を得ることができないばかりか、いかにも執行部で決めたことで議会は追認すればいいというような説明であり、議会軽視がはなはだしい

としか言いようがありません。結果、委員会が紛糾し、再度委員会を開催しなければならなかっただけでなく、新年度予算の修正を短期間で行わなければならなくなり、予算担当職員にも過大な負担を掛けています。笛吹けど踊らずの例えで、町長が指示を出しても職員が応じないのか、町長自身が議会に対して意識を持っていないのか判断できませんが、海田町の最高責任者である町長の責任を問わざるを得ません。町政の最高責任者である西田町長は、大所高所に立って行政運営を図る必要があることから、町長自らの責任と反省を強く求めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますが、最後に、町長が再選されて半年もしないうちに、このような決議案を議会として提出しなければならない事態というものをよく御理解していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。ここで一番、主に問題化されているのは、町長の説明責任ということが強調をされて、それが不十分であるという中身が大きく示されておりますけれども、具体的に何があったのか、全くこれには明記をされておられません。一つの案件、あるいは一つの議案についてですね、汚点があるとか、あるいはそのことによって町民サービスが低下する、こういう問題に関して具体的に説明というんか、問責する決議案の中身であればいいんですけれども、漠然とした中身で、私から言わせれば、どういうん、因縁をつけて町長に責任だけを負わせるという感じを受けるんです。私から見れば、党派は違うけれども、町民に対して最大限の努力をされて今日まで来ておるというように私は考えます。特に庁舎の問題については、私は高く評価をして、今日まで庁舎の場所の推薦のためや、いろんなことについて協力もし、そして提案もして、今日まで来ておる訳ですが、町民から見て、この問責決議が本当に適当であったのかどうか。逆に我々の方が町民から不信を買う、こういうきっかけに私はなるというふうに感じるんですが、提案者としてどう考えるか、お尋ねします。

○議長（桑原）宗像委員。

○9番（宗像）先ほどおっしゃられた特定なものがされてないという観点につきましては、一つ一つをとれば切りがない。たくさんのが常に毎回定例議会がある度に説明の問題が取り沙汰されてきている。それについて、いつまでも議会としてほっとく訳にはいかない。やはり、説明を求める者がきちんと説明を求めていく必要がある。そのために、

一つ一つの事例については書いておりませんが、一つ例を挙げさせていただきますと、太陽光のこの委員会での話になりますけども、ありました案件、既にF I T申請をされている、F I T申請ということは権利をとる訳ですね。少なくともその後事業をするかしないかは別にしましても、本来であればF I T申請する段階で海田町としてはこういうものを検討してみたいがどうかというものを当然にその始める段階において行うべきであると、私はそう考えます。まず、そういう問題も含めて、これ、12月議会にも同じようなことがございました。新しい道路を造るのに、全くその説明なしでぽんと予算を上げてくる。こんなことが本当に許されていていいのでしょうか。それ以外にも9月にもございました。災害の問題で、もう少し丁寧に、こちらからこうじゃないんですかと聞かない限りしゃべろうとしない。これはやっぱり執行部として説明責任を果たされてないんじゃないですか。私はそういう意味でこれを出しているところでございます。また、先ほど佐中議員の方から申されました庁舎問題、私も反対ではありません。どんどん推進すべきだと思います。ただし、ちょっと日付については覚えてませんけども、定例議会において予算を一部修正かけたときに、提案理由として、町長に対して、この庁舎問題についても説明責任をきちんと果たすようお願いをしたはずです。今でも庁舎問題について納得できてない議員さんは、やむを得ず、あっこにしましょうということで、皆さん全員で一致しましたが、それでも心にくすぶっているところがございます。そういうものに対してもきちんと説明責任を果たされてない。そういう意味でこの問責決議を出したものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、私の質疑に対して答弁をいただきましたが、議員の方の側も勉強不足で、あるいは議題をこちらから考えて、その問題について執行部から説明を受けると、こういう努力をなしにですね、町長だけ責める。町長から言わせたら、議員が言われるとおり、100パーセントやってないから、それは完全とは言いませんと。多分、そういう気持ちだと思います。謙虚な気持ちだと思います。だけれども、私から見れば、今までの町長よりも最高に努力をされて、確かに不十分なところもあるかも分らん。あるかも分らんけれども、全体として見て、町民サービスのために停滞をするとか、サービスが怠ったという問題については、私は今まで耳にしたことはありません。こうして問責決議で町長に責任を問う、あるいは何回か出すと、いろんな問題で町長を辞任に追い込むということにもつながる訳ですから、職員も一生懸命やっておられて、その中で

議会の方として、例えば、常任委員会だったら常任委員会でその問題を、なぜ政務活動費をもらってそれを審議の対象にしないのか。私、福祉厚生委員会的时候は、いろいろ話を聞きながら、私が責任を取るから災害の問題を優先してやってくれということを、再々、私は当時のときは言いました。そのことを含めてですね、いろいろ常任委員会の委員長は、こういうことを、ちょっとしたことではないとは思いますが、本来なら常任委員会としてその責任が執行部だけではなくてある訳です。これを無視して町長だけ責めるのは、私は、無理があるというふうには考えますが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今、佐中さんも言われましたがね、私らも出しとうて出しとるんじゃないんですよ。土曜日でも町長、どこか行かれちよると思いますがね、任しとけ、任しとけ、やります、やりますじゃね、私らも町民に言われて、私らも批判を受けちよるから、お互い、心に決めて、やりましょうという、町長に対しての、これ、書いてあるんは、協力をお願いしますというのを、今後改めてお互いやりましょうと、町長が議員のときには、議員と、ね、執行部は車の両輪じゃと言われますが、今までずっとね、わしも議会の運営委員長をさせてもらいましたがね、議会と、一つも、執行部はね、まとまっちゃらん訳よ。説明や何じゃかんじゃにつけても不十分な訳よ。だから、佐中さんが言われるのは、私らも悪いところがあるんか分からんのじゃが、町長自ら襟を正して、ね、お互いに納得いくように説明責任を果たしましょうちゅうことで、これを出したんですよ。ね、そういう反省の点で、町長に問責決議を出しましたので、議会も反省しますが、町長も反省していただきたいという思いで、この決議をやりました。以上で終わります。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑を終結してよろしいですか。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。それでは、起立によって採決を行います。お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原） よろしいですか。御着席ください。起立多数と認めます。よって、発議第

1号は原案のとおり可決されました。

町長は、この結果を真摯に受け止め、信頼回復に努めてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります植野敏彦さんの任期が令和2年6月30日をもって満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は、引き続き、植野敏彦さんでございます。経歴等につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の2ページをお願いします。

現人権擁護委員であります植野敏彦さんの任期が、令和2年6月30日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、植野敏彦さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。人権擁護委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るものでございます。委員の任期は3年でございます。それでは植野敏彦さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は、議案書に記載のとおりで、現在66歳でございます。職歴でございますが、昭和51年4月に町職員として採用され、福祉課、人事課、保健課、保健センターなどに勤務され、平成13年8月に地域振興課長、平成16年4月に福祉課長、平成18年4月に住民課長、平成19年4月に総務課長、平成24年4月に教育次長として勤務され、平成25年3月に退職をされております。これまでの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑ございませんね。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第１号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第１号については、植野敏彦さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第１号については植野敏彦さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第５、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります上野敏明さんの任期が令和２年３月21日をもって満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、梶真澄さんでございます。経歴等につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の３ページをお願いいたします。

現固定資産評価審査委員会委員であります上野敏明さんの任期が令和２年３月21日をもって満了となることに伴い、新たに、梶真澄さんをお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第３項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は３年で定数は３人でございます。それでは、梶真澄さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在61歳でございます。職歴でございますが、昭和56年４月にジャスコ株式会社に入社、平成２年６月に大蔵会計事務所、平成６年９月から独立されております。また平成４年６月に税理士登録をされております。固定資産の評価について学識経験を有しておられ、適任であると判断し、選任

の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。下岡議員。

○7番（下岡）今回ですね、上野さんから新しい方に代わられる訳ですけども、前任の上野さんは町内にですね、事務所を持たれて、これまでも町の仕事をされてこられてる訳ですけども、代わるに当たってですね、この上野さんから、もう再任を求めないという申出があつてですね、今回交代するということになったのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）上野さんの意向ということでございますが、春に継続の御意向を確認をさせていただきまして、次はもう勘弁してくれということでお話がありましたので、今回、別の方を候補者として選任をお願いするということになっております。以上でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）前回、上野さん、土地家屋調査士とお聞きしておりますが、海田町内のことが良く分かつて、土地の関係が良く分かっているお方です。今回、単なる税理士さん、固定資産税、土地の評価について、多少相続やなんかの関係でやられるかも分かりませんが、その辺について、それで町外であるというときに、土地の分かった人間にしないで、あえて税理士の方を選ばれたというのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）町外の方で、単なる税理士の方を選ばれた理由は何かということでございまして、これにつきましては、選考に当たりまして、県の方に紹介をお願いして、候補者を相談をさせていただいたと。これがですね、県の方に固定資産評価審議会という県知事の掌理する、固定資産の評価に関する事項を掌理する審議会が設けられておりますので、一定程度、固定資産の評価に関して知見のある方を把握されているということで、紹介をお願いしたという経緯でございます。以上でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと具体的にどういう、委員のことではないんですけども、委員の仕事で1年間にどのぐらい不平不満、あるいは意見が出てきておるのか、そのことに

よって、この人が遠くであっても任務が遂行できることが、どちらか心配をする訳ですけれども、実際は今までのこの１年間でどうであったのか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）ただいま委員会の開催状況、審議件数についてのお尋ねかと思いますが、直近の審査会を開催したのは平成27年度まで遡りまして、そのときに申出が１件出ておりまして、審査会を開催した回数は４回となっております。それ以降は審査会を開催した実績はございません。以上でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより同意第１号について採決を行います。お諮りいたします。同意第１号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第１号はこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第６、第１号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第１号議案、工事請負契約の締結について。月見町地内外において施工する中店小学校線道路改良工事その２の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第１号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。議案書の４ページをお願いいたします。

工事請負契約の内容でございますが、工事名は中店小学校線道路改良工事その２、工事場所は海田町月見町地内外、請負金額は9,900万円、受注者は若松建設株式会社、工期は議決の日の翌日から令和２年９月30日まででございます。続きまして、見積徴収状況について御説明いたします。資料１の工事見積徴収状況をお願いいたします。

初めに、この度の契約認定案件において、若松建設株式会社から見積徴収を行った経緯について御説明いたします。まず、1月29日に業者へ指名通知の上、2月14日金曜日に指名競争入札を執行いたしました。町内業者を含めた15者を指名いたしましたが、当日、入札に参加したのは若松建設と三興建設の2者のみで、その他の業者は技術者や作業員の確保が困難等の理由により辞退されました。2者による入札の結果は、2回目の再度入札を行っても予定価格を上回っていたため不調となりました。その結果を踏まえてのこの度の対応ですが、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、2回目の入札で最低の価格を提示した若松建設株式会社と見積合わせを2月18日に行いました。その見積徴収結果が資料1でございます。なお、見積徴収に当たっては、当初の競争入札で定めた予定価格やその他の条件を変更せず、また予定価格を相手方に伝えることもない状況で、相手方から見積書を提出してもらいます。見積書の提出回数に制限はございません。その結果、5回目の見積徴収で当初設定していた予定価格を下回ったため決定したものでございます。

それでは工事内容については担当課から説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、資料2にしたがいまして、工事内容について説明をいたします。

中店小学校線道路改良工事その2の内容でございますが、道路側溝工、舗装工、境界工及び信号機移設6基を行うものでございます。工事箇所は、平面図の赤色塗潰し箇所と青色塗潰し箇所でございます。工事の施工延長は本線部で44メートル、それから、町道4号線への摺り付けでございます。本線の標準幅員は16メートルです。平面図の赤色部分におきまして、側溝工277メートル、地先境界ブロック197メートルと舗装工、それから、青色部分は、施工中のその1の工事範囲のうちその2の工事の中で舗装工のみを行う区域となっております。舗装工につきましては、赤色と青色の面積を合わせて1,985平米となっております。併せて舗装工を行う理由といたしましては、交通規制の関係、それから施工面の観点、こういったところから併せて舗装することとしております。なお、舗装工のうち、交差点の中央部分に関しましては、夜間施工を計画しております。次のページをお願いいたします。上段の方に標準横断面図を掲載しております。また、交差点が三叉路から四叉路になる関係で、信号機の移設が必要になることから6基の移設も併せて行います。撤去する信号機を緑色、新設信号機は赤色でお示ししております。

その1工事につきましては、9月議会において議決をいただき、5月29日の工期に向けて施工中でございます。2月末の進捗率は約30パーセント。今回、議決をお願いするその2工事は9月30日を工期としております。先行のその1工事との調整を十分に取りながら、施工を行ってまいります。説明は以上です。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと2点ほどお願いします。どうも見積りの、の、あれですっきりせんのじゃが、当初予定価格のこれ、何パーセントで落とされたか。ざっくばらんに聞きますが、何パーセントか。あとね、大体、入札基準では3回だけ今までやったんじゃが、これ、どうしてもせんにやいけん工事やろうから見積り等の提示でやられた思うんじゃが、あと、この工事でね、残った箇所がまだあるかどうか、この2点ほどお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目につきましては99.3パーセントでございます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）本線工事はこれで終わりでございます。あと、照明と植栽、この2件が残っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。非常にこの、ぱっと見て、高額な予算というように私感じるんです。それでお尋ねしますが、これ、3色ありますね。この3色の中で9,000万円、消費税を含んでおるんですけれども、おおむねどれだけ掛かっているのか、金額で言えるのかどうか。委託、まあ、でも契約しとるんですから言えると思いますが、3点についてね、色付けがしてある訳ですが、それぞれ金額を明示してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）3色というお尋ねでございます。まず、先行しとる赤色の点々点々の箇所は、これも先行したその1工事でございます。これが9月に議決をいただいておる箇所でございます。失礼しました、8,470万円でその1で、9月に議決を得ております。それから、赤色と青色の割合でございますが、青色は表面の舗装工のみということになってございますので、大体の割合でございますが、1割いってないというぐらい

のもくろみでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁、漏れておるんですけども、信号機の6か所の移転の費用、これをどのぐらいついとるのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）ちょっと細かい金額ではないんですが、信号機がおおむね3割程度を占めておるということでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁いただきましたが、赤で点々しとるのは8,470万。それから、ブルーのところは約1割、赤いところが3割、何を基準に何を判断していいか分からんです。9,000万円の中の3割なのか1割なのか、あるいは8,470万で消費税ついて、それでその割合なのか、ちょっと判断ができないので、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この度契約をお願いする工事のうち、青色で表示した舗装工の部分が請負金額のおおむね1割程度。それから、赤色の部分の信号機だけ特化して請負金額の3割程度が信号機の費用というふうな計算になりますので、残る6割程度が道路改良であるとか舗装であるとかといった形になるということでございます。

○議長（桑原）佐中議員、分かりましたか。

○15番（佐中）分かりました。

○議長（桑原）はい。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 7、第 2 号議案、工事施行協定の変更についてを議題といたします。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 2 号議案、工事施行協定の変更について。令和元年 6 月 5 日に広島県公営企業管理者、坂井浩明と締結した海田総合公園第 2 期整備区域擁壁築造工事について、協定金額の変更を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第 2 号議案、工事施行協定の変更について御説明いたします。議案書の 5 ページをお開きください。併せて資料は 3 でございます。

第 2 号議案、工事施行協定の変更について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、海田総合公園第 2 期整備区域擁壁築造工事の施行協定の変更協定を締結することについて、町議会の議決を求めるものでございます。令和元年第 20 号議案により議決を得ました海田総合公園第 2 期整備区域擁壁築造工事の協定金額を次のように変更いたします。協定金額 8,278 万 6,000 円を 6,443 万 6,658 円に改めるものでございます。それでは、資料 3 にしたがって工事の変更内容について説明をいたします。海田総合公園第 2 期整備区域内において擁壁の築造と盛土を行うこととしておりました。擁壁の構造は緑化ブロックを使用し、園内の緑化に努めることとします。図面右側を御覧ください。緑色が擁壁で、赤色表示の数字が最終数量となります。当初予定の延長 155.8 メーターが 151.3 メーターと 4.5 メーター減となっております。また、オレンジ色の丸で囲んだ箇所が地山とのとり合いになるところでございますが、地形に応じた施工を行いました関係で、ブロック積み面積が 757 平米から 753 平米に、4 平米減となります。図面右下、A、A' 断面図を御覧ください。水色は広島県の水道工事で出る残土により計画をしていた盛土区域です。今回の擁壁築造により、桃色で示しているエリアの盛土が必要になり、これを今年度に広島県西部建設事務所が発注する瀬野川の堆積土砂撤去工事で賄う計画としておりました。この堆積土砂撤去工事は、度重なる入札不調により契約締結が 11 月 27 日までずれ込んだことや、多くの災害工事が

発注される中、運搬用ダンプトラックの手配に不測の日数を要しており、年度内の搬入が困難となりました。これにより、当初予定しておりました盛土よりも約7,200立米の土砂搬入、転圧をこの工事から除外するということにいたしました。なお、除外しました工事内容につきましては、令和2年度の当初予算に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）最後、ちょっと確認しておきますがね、瀬野川の撤去工事はもう県が発注して落札者が決まって、今準備の段階に掛かっておられますが、令和2年度中に、その方と契約されるか誰と契約されるか知らんが、令和2年度中には完成できる予定ですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）多目的グラウンドの完成というのはまだ先になると思いますが、この度の瀬野川堆積土砂を7,000何がし減じたという説明をしましたが、その搬入は令和2年度内に完了するという見込みであります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田ですけれども、この変更後の金額ですね、円単位まで出ておるんですけれども、そんなにこう、円単位まで出るものなんじゃないかな。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず直接の工事費につきましては100円単位、それから、事務費の6パーセントがそれに掛けられておりますので、結果として円単位まで表示されたということでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

これより、第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第9、第4号議案、海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第4号議案、海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。地方自治法の一部改正を踏まえ、町長等の長に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(近森) それでは、第4号議案、海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。資料は、資料6の海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要を御覧ください。改正の内容については、資料6の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の条例制定の背景ですが、住民は、首長や職員、行政委員等について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結等があると認めるときは、監査委員による監査を経た上で違法な支出等を行った長等へ自治体が損害賠償請求をすることを求める請求を裁判所に対して行うことができます。この訴訟の結果、長等は自治体に損害を生じさせた場合、軽過失のみの場合であっても個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を当該自治体に対して負うことがあります。このことが長等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じているとの見方があります。この問題を解決するため、平成29年の地方自治法改正により、長等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めることにより、長等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされました。これを受けまして、本町においてもこの条例を新たに制定するため、今回提案させていただきました。次に、2の条例の内容については、町長、職員等が海田町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額に下記の表でそれぞれの区分に対応する右側の係数を乗じた金額と

し、それを超える部分について免責するものです。なお、この賠償限度額については、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされており、政令で定める基準と同額とすることとしています。次のページをお願いします。本条例の適用により、損害賠償責任が免責される場合の例を記載しています。これは基準給与年額が600万円の職員の例で、判決により町に対し1,000万円の賠償責任を負う場合です。この職員が町に対して賠償責任を負う額は、基準給与年額600万円に係数1を乗じた600万円となります。また、この職員が損害賠償責任を免除される額は、1,000万円の損害賠償責任額から当該職員が町に対して賠償責任を負う600万円を控除した残りの400万円となります。施行期日については、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

なお、この議案においては地方自治法の一部改正により、議会は監査委員の意見を聴くことができると規定されております。監査委員に意見を聴いた結果、この議案については、法令で定められた基準どおりになっており、特段の意見はないとの回答をいただいておりますので、御報告をいたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）何点かお聞きします。まず1点目、裁判等で、当然こういうふうに過失割合に応じて、当然、裁判があれば過失の割合に応じて過失の重大さ、故意とかその中身によって、当然損害賠償額は減額されます。これ、前にもお聞きした問題ですけども、その減額されるのをまだ減額する理由というのは何か。前回聞いたときも、明確な回答をいただけませんでした。だから、そこでしっかりした回答をお願いいたします。次に、平成29年の自治法改正により、できる規定となっているはずですが、できる規定をできるとした明確な説明がなされておられません。できる規定はやってもいいし、やらなくてもいい。そのできる規定を採用することになった明確な説明は、この提案理由の中に入っておりません。それについて説明を求めます。

○議長（桑原）2点でよろしいですか。

○9番（宗像）はい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）多分、1点目、2点目ともに同じ回答になろうかと思っておりますので、まとめて回答の方をさせていただきます。そもそもこの自治法の改正の経緯というのが、

多額のその損害賠償を個人に負うことを防いで、町の施策の萎縮、そういったものを低減するというところに目的が置かれて自治法が改正されたものでございますので、それにより減額すること、更に免除すると、免責するということを規定するとともに、自治法上できるという規定になっておりますが、やはり、その萎縮を防ぐという意味で、今回提案をさせていただくということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、答弁になってないです。萎縮してるからやる、これは理解するよ。理解できます。しかし、できる規定をできるにする明確な説明が今もなされてないんですよ。できるで、なぜできるの部分を採用するのか、できるというのはしてもいいし、しなくてもいい訳でしょう。間違ってますよね。ただ、それを採用する明確な理由を、それから、先ほどおっしゃられた萎縮が起こる、そのために皆さん多分、これ、僕が間違ったら申し訳ないんですが、保険には皆さん、たぶん、大抵の、そういう担当の方については入られている可能性が高いんじゃないかと。通常、会社の役員であれば、そういうことがあったらいけないので、大抵の場合は安い保険でそういうのが保障して、損害賠償が起こったときのための保険に入ってるんです。保険に入ってるのに、当然保険に入っていれば保険でフォローするから、あえてここまで減額する理由があるんですか。減額するということは、その部分というのは、減額する理由があんまり出てこないんですよ。その辺について明確にきっちり、だから分かるようになぜそれをしたのか、そういうものがありながら、あえてこれをしなきゃならん、その明確な回答がいただけない。例え、これ、600万にしても、仮に6倍にして町長の給料幾らか分かりませんが、7、800万と思いますが、それ6倍掛ければ、4,800万、約5,000万前後になると思います。1億の補償だったら5,000万、5,000万払わんにゃいけん、どっちにしろ、5,000万というのは保険が出す訳でしょう、残りの。全部保険で出してもらっても一緒じゃないんですか。ですよ。職員にしても、職員が入ってるかどうか分かりませんが、先ほど言われました1,000万円の話、本人が負担するのは400万円かもしれない、あ、600万円かもしれない。でも残りの400万円はどっちにしろ、どっかが補填しなきゃならないでしょう。じゃあ、それは債権放棄するということで理解していいんですか、この保険に入ってなかったら。ね、1,000万円に対して、本人が負担するのは600万、400万、保険に入ってなかったらこれ債権放棄ということになりますよね。これ、400万についてどこが補填するんですか。債権放棄にするのか、例えば、分かりやすく言うと、その400万について

債権放棄するのか、それとも400万について何らかの形で請求するのか、本人の負担は600万で済むということは400万というのはどこへ行くんですか。裁判所で1,000万という、例えば、損害賠償を決められたのに、400万、どっかに請求するということは、法律以上の問題があるんじゃないんですか。それについての検討はどういうふうにされておるか、御説明願います。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、答弁が繰返しになるのではないかとと思いますが、その政策を町として推進する町長、それ以下の職員が推進するに当たって、やはり、それを十分な政策反映というのをしていこうと思えば、やはり、こういった損害賠償はつきものというところで、そこで政策がなかなか推進できないということになりますと、結局は、町民の皆様にそういった利益が享受できないということになろうかと思えます。そこで、この条例により積極的な政策推進というものをしていこうというのが、まずは自治法の趣旨だろうと考えております。是非とも、そこは御理解いただきまして、政策推進で町民の皆様のメリットになると、最終的にはそういったことで提案をさせていただいておる。それと、先ほどの債権放棄でございますが、議員がおっしゃられるとおり、一部の職員については個人で保険等に入っておるところではございますが、また、それは入っていない職員も当然ございます。全てが保険で補填される訳ではないものでございまして、そういったものも含まれておりますので、是非この条例でそういった免責を受けたいというところでございます。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）先ほど、1,000万円損害賠償があって600万円請求した場合、400円万円どうなるかという御質問でございますが、この400万円については、町が請求しないという形で町の負担になろうかと思えます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）損害賠償が決められて、裁判で決められて、民間でしたら、これ、どんなこととしても一生、極端には差し押さえても、差し押え行為まで起こって、免責にはならないんですよ。公務員ならそれやってもいいんですか。それ、理解できないんですが、その辺はどのようになるかいうて、今の話だと、もう明らかに初めからここから以上は債権放棄しますよ、どんなことがあってもそれ以上請求しませんよ、町として、これ行政としてね。個人としてではなくて。それ、自治法で定められた、確かにおっしゃること

は分かるし、この中身を僕は反対しようとは思わないけど、債権放棄を堂々と言うような条例を作っていいんだろかなと、疑問は残りますね。これ、明らかに債権放棄しますよでしょう。裁判所で定められた、これ、定例にあるのは行政訴訟等に基づく判決によりですよ。裁判結果ですよ。裁判の結果を無視する条例、もともと自治法改正そのものがそこにあったんじゃないかと思うんですが、それ自体をいいんでしょうかねという疑問は、確かに僕、言われることもごもっともだと思うけども。だから、できるといふ、自治法は逃げとるんじゃないかという言葉があると思います。そのできるを明確に、だから、こういうふうにしますというものが説明が答えられていない。明らかに、聞きよると、きれいな言葉を言っておりますけども、債権放棄するための条例ですよというふうにししか取れないんですよ。ここから以上は債権放棄しますよというしか取れないような条例、そういうのは本当によろしいのかどうかで、もう一度聞きますけど、そういうふうにする明確な理由、萎縮という言葉を使わず、別のことできちんと説明してみてください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）民間企業等におきまして、会社法等におきまして、損害賠償の限度額といったものが定められておりますので、そういったことを参考としまして、公務員におきまして、こういった制度が導入されたものと理解をしております。先ほど、できる規定をなぜ実施するかという御質問でございますが、これにつきましては、行政が事務を執行する場合に、善意で重過失でない場合であっても、巨額の損害賠償が請求される事態が生じております。それと、先ほど、裁判等で減額された場合であっても、多額の損害賠償が請求されるといったような事態もし得る可能性があります。そういったことを考慮して、行政が、かえって、本来やるべきことをしないとといったことが、逆に町民の利益にならないといったこともございますので、そういったことを避けるために、先ほどの萎縮といった言葉を使っておりますが、そういったことに萎縮せず、本来やるべきことにしっかり対応していくために、こういった制度を導入したいということでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。ここに標題にありますように、海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要ということで、これの前提になっているのが、司直ですね。先ほどありましたように、説明があったのかも分かりませんが、住民訴訟ある

はいいわゆる刑事訴訟法によって、その判決によって、町長以下責任を負うということになるんですが、それがなくても、町長、職員等が海田町に対して負う損害賠償の責任、善意でやったんだけど過失が分かったという場合に、監査委員の意見をつけるとかいろいろさっき説明がありましたけれども、司直との関係があってこれが成立するのか、司直いうたら、裁判の判決ですね、なくても明らかに住民が監査委員にそういう損害を与えたという分で、その責任を負う条例になったか、いくのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）一般的には、裁判によって損害賠償が確定するといったケースが多数であろうと思います。そういった裁判になる場合におきましては、これは衆議院における総務委員会における法律制定の際のやりとりにおきまして、総務省の自治行政局長の答弁でございますけど、この裁判においては善意で重過失がないとき、これが今回の要件となっている訳でございますけど、これが該当するかどうかにつきましては、裁判の中で、当事者、町の方から善意で、重過失がないといったことを主張することによって、過失があるかないか、また、あるとすれば善意で重過失でないか、そういったものが判断され、この条例が適用されるかどうかといったものが決まってこようと思います。それと、裁判にならない場合におきましては、これについては債権の管理につきましては、町長の権限ですので、町長においてこの条例に適用するかどうか、そういったものを町長がこの条例の解釈で判断するようになると思います。もし、その解釈が間違っているということになりましたら、最終的に住民監査請求等で、また裁判によって、その判断が正しいかどうかというものが決せられと、そういう流れになると思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）8番議員、住吉です。素朴な疑問です。私はこの年になるまで、学校で日本は三権分立の国、司法、立法、行政と、それぞれ機関が独立している。今回の条例改正、裁判所の決定金額を法律又は条例によって変えることができる訳ですよ。要は、裁判所が職員Aに対して損害賠償額1,000万と出しているけど、この例でいけば、実際には600万円でいいですよと変える訳ですよ。その辺の整合性はこういった解釈になっているのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そこら辺は自治法がこういった条例を制定することにより、そういった免責をすることができるというふうに規定しておりますので、その根拠自体は自治法

の方にあるものと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その、根拠は地方自治法といいますが、今回、改正された地方自治法を基に違憲訴訟を起こされてない訳ですから、憲法上の整合性というのは未だに分からない訳ですよ。総務省が何らかの見解を示しているのではないかと思います、再度お尋ねします。司法の判断を法律又は条例によって変える、事前にもう変えることが可能な法律な訳ですよ。裁判所が職員Aさんに1,000万円損害賠償しなさいといっても、この法律、地方自治法、今回の条例によって、600万でいいですよ、裁判所は1,000万円と言っておりますけど、そんなん気にしないでくださいよ。600万円でいいですよという解釈をすれば、明らかに司法の独立に触れる訳です。三権分立に。その点の解釈は一体どのようなになっているのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員、御指摘のとおり、まだ条例も施行されてない中で、これが果たして法律を超える、裁判の決定を覆すものかという判断というのは、今現在ないとは思いますが、今後、もしこれが違法であるという話であれば、やはり、裁判での判断、今後の判断になってこようかと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）海田町として解釈は、その辺はどうなのかと聞いているんです。裁判所の判断を変える条例を出すんでしょう。単純に考えたら。その点、しかもこれ、地方自治法改正されたといっても、先ほど来、宗像議員が言っているように、条例をこういうふうに変えることはできる、従う必要がない条例を今回出す訳です。条例改正案。ということは、海田町内においてもその辺の制御できてるはずなんですが、それをお聞かせ願います。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）裁判で決定しました損害賠償額をどう取り扱うかというのが今回の地方自治法で決定され、それに基づいて条例制定しますと、法律、条例に基づいて、裁判で決定した損害賠償額をどのように取り扱うかということが決定しますので、裁判の賠償額と、この今回の条例制定は矛盾するものではないと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第4号議案について原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第5号議案、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）第5号議案、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について。所期の目的を達成した条例を廃止するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第5号議案、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。資料は、資料7の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の概要を御覧ください。改正の内容については、資料7の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の廃止の理由です。現在、在職する職員のうち、この条例の対象となり、将来に向かって懲戒免除等となる職員はおらず、条例の所期の目標を達成したためでございます。次に、2の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の概要です。昭和天皇の崩御に伴う大赦令及び復権令が平成元年2月24日に施行されたことに伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、海田町においても、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を制定したものです。次に、3の懲戒免除等条例の効果及

び対象者です。(1) 懲戒減給及び戒告の免除については、昭和27年4月28日から昭和64年1月6日までの間の懲戒減給及び懲戒戒告を将来にわたって免除するものです。制定当時には対象者はおりましたが、現在はありません。次の(2)の賠償責任に基づく債務の免除については、昭和64年1月6日以前の事由による職員の賠償責任に基づく債務については、制定当時及び現在においても該当者はありません。4の施行期日等については公布の日でございます。また、経過措置として廃止前の懲戒免除等条例の規定により行われた職員の懲戒免除等については、施行日以降もなお効力を有するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番(佐中) 免除と免職の違い、ここで免除というのがありますが、私、議員に入った当時、1期を過ぎて2期目に、町長が逮捕され、建設部長、建設課長が逮捕されたと。その後に図書館長が不正を起こして免職になったと。免職と免除の違いはどういうことを指して言うのか、ちょっとお尋ねします。

○議長(桑原) 総務部長。

○総務部長(丹羽) 懲戒処分の中には、懲戒免職でありますとか、減給、休職、そういったいろんな区分がある中で、懲戒免職、一番重い処分でございますが、免職という区分が懲戒の中に、処分の中にあると。懲戒免除というのは、その行為を、それまで処分したものを免除してあげるという意味合いで使っておりますので、その免除と懲戒に関する処分というのは、全く別のものを使用しております。

○議長(桑原) 佐中議員。

○15番(佐中) ちょっとよく分かりません。具体的にお尋ねしますけども、昭和63年、64年ぐらいかな、今ちょっと調べよったんですが、南小の小学校の建設に絡んで贈収賄事件が起きて、町長はじめ逮捕された。そのとき、職員も贈収賄事件でおった訳ですけども、それらについての今対象者はいないと言うけども、それらも今の説明の中ではおるといような気はするんですが、それ、該当しないのかどうか。もし該当したとすればどういう恩赦ですね、が、あるのかどうか、お尋ねします。

○議長(桑原) 副町長。

○副町長(櫻) 懲戒免職と懲戒免除の違いということでございますが、懲戒処分につきま

しては、地方公務員法の中で明確に定められておりまして、懲戒免職と停職、減給、戒告の四つの処分が定められております。その中のもっとも重い懲戒免職が、先ほど議員が御質問された懲戒免職ということになります。今回の懲戒免除という表現を使っておりますが、今回の免除する懲戒処分につきましては、この資料7の3の(1)にございますように、懲戒の減給、戒告、これにつきまして免除すると、この二つの懲戒処分を免除するという意味で懲戒免除という言葉を使っております。

○議長（桑原）質問の中に、過去にあるのかないのか、そういう質疑があったと思うんですけども。過去の事例を挙げて言われたでしょう。海田町にあったのかないのか。総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど課長の方が説明した、実際に戒告処分というのは3名あって、それは免除されております。佐中議員がおっしゃられた懲戒免職、それは過去にあったことは事実でございますが、それは今回の免除の対象にはなっていないということでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第6号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。会計年度任用職員の育児休業等に関して規定を整備するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森） それでは、第6号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。資料は、資料8の職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要、資料9の職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料8の条例の概要で説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨ですが、国の非常勤職員の取扱いに合わせ、会計年度任用職員に係る育児休業、部分休業等の取得の要件等について定めるため、条例の一部改正を行うものです。次に、2の改正内容です。（1）は、育児休業を取得することができる非常勤職員です。一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業の取得を可能とするための要件を定めるものです。対象となる非常勤職員は次の3点となります。まず1点目は、任命権者が同じで、引き続き、1年以上在職、子が1歳6か月に達するまで任用が引き続き見込み、常勤職員の2分の1以上の日数を勤務の全てに該当する非常勤職員。2点目は、1歳から1歳6か月の子で、育児休業の承認を受けている非常勤職員。3点目は、育児休業中に任期の更新や任用が更新された非常勤職員となります。（2）は、育児休業を取得できる期間です。ここでは、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を定めるものです。原則、アの子の1歳到達時までとなりますが、特例としてイ及びウがございします。次のページをお願いします。（3）は、育児休業を1歳6か月から2歳に達する日まで取得できる場合を定めるものです。（4）は、中断した育児休業を再開することができる事情です。一旦育児休業が中断した場合は、その子に係る育児休業は再度取得できませんが、特例となる事情を追加するものです。次のいずれかの条件を満たした場合は、育児休業を再開できるものです。1点目は、1歳から1歳6か月への延長が有効又は1歳6か月から2歳への延長が有効な場合、2点目は、任期の延長や再度の任用があった場合です。（5）は、育児部分休業を取得することができる非常勤職員です。一定の要件を満たす非常勤職員について、育児部分休業の取得を可能とするための要件を定めるものです。任命権者が同じで、1年以上在職、1日6時間15分以上の勤務日があり、常勤職員の2分の1以上の日数を勤務の全てに該当するものとなります。（6）は、育児部分休業の承認です。アは、育児部分休業を取得する時間について、現状では7時間45分勤務の常勤職員を基本として設定していますが、非常勤職員の勤務時間は任命権者が規則で定めることから、定めた勤務時間の初め又は終わりの時間、2時間を限度に30分単位で承認することとするものです。次のイは、育児部分休業を取得した時間

については、1時間当たりの報酬額を減ずることとするものです。最後に、施行期日については、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第6号議案について原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第7号議案、海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第7号議案、海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例の引用条項を整理するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第7号議案、海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。資料は、資料10の海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料10の新旧対照表で説明をさせていただきます。

地方自治法の一部改正により条ずれが生じたことから、引用条項を整理するため、海田町監査委員条例及び海田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行うもので

ございます。施行期日については、令和2年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第7号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第8号議案、海田町防災対策基本条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第8号議案、海田町防災対策基本条例の制定について。災害防止対策等における町民、自主防災組織、自治会、事業者及び町の役割を明らかにし、各々が推進すべき防災対策の実施を促すことにより、災害に強いまちづくりを推進するため、必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第8号議案、海田町防災対策基本条例について御説明させていただきます。議案書は、15ページをお願いいたします。説明につきましては、資料11の海田町防災対策基本条例の概要により御説明させていただきます。それでは資料11をお願いいたします。

まず、資料の1ページ、1の条例制定の趣旨でございますが、平成30年7月豪雨等の教訓や経験を踏まえ、災害から町民の生命・身体及び財産を守り、町民の安全な暮らしを確保し、被害の軽減を図るためには、公助・自助・共助の取組が不可欠でございます。防災に対する基本理念を定めるとともに、町民自主防災組織、自治会、事業者、町の役割を明らかにし、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害に強いまちづく

りを推進し、町民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定するものでございます。次に、2の条例の内容でございます。まず、第1条の目的でございますが、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策における町民、自主防災組織、自治会、事業者、町の役割を明らかにし、各々が個々に又は連携して推進すべき防災対策の基本となる事項を定めることにより、災害から町民の生命・身体及び財産を守り、災害に強いまちづくりを推進し、町民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的といたしております。次に、第2条の定義でございますが、災害や防災など、この条例における用語について定義いたしております。続きまして、第3条の基本理念でございますが、町民、自主防災組織、自治会、事業者、町は、各々の基本的な役割を果たすため、自助・共助・公助の理念に基づきまして、災害対策の充実強化に努めなければならないといたしております。また、災害死ゼロを目指して、防災協働社会の形成推進を図るとともに、過去の災害から得られた知識や教訓を伝承し、今後の災害に備えるよう努めなければならないとしております。第4条において、基本理念を尊重し、反映した地域防災計画の修正について規定しており、第5条から第8条にかきまして、平常時や災害発生又は発生のおそれがある場合などにおける防災情報の収集や伝達、防災意識の高揚、身の安全の確保などについて、町民、自主防災組織、自治会、事業者、町が個々に又は連携して取り組むべき役割について、各々規定いたしております。続きまして、3ページをお願いいたします。第9条の海田町防災の日でございますが、平成30年7月豪雨による災害の経験及び教訓を風化することなく後世に継承し、防災意識の高揚等を図るため、7月6日を海田町防災の日といたしております。次に、第10条におきまして、国や県などの関係機関との連携による都市基盤整備などを通じた総合的な災害に強いまちづくりの推進、第11条におきまして、児童及び生徒も含めた町民等への防災知識の普及等について規定いたしております。続きまして、第12条において、地域の人材育成支援やボランティアの受入体制の整備など、自主防災組織、自治会及びボランティアに対する支援等について規定しており、第13条において、自主防災組織、民生委員、消防団、社会福祉協議会の支援機関との連携による避難行動要支援者の支援体制の整備について規定いたしております。続きまして、資料の4ページの第14条におきまして、災害時における物資等の供給や緊急避難所の提供などの支援協定の締結の促進、第15条において、災害発生抑制や拡大防止のための、国、県などの関係機関との連携による医療救護等の災害応急措置について規定いたしております。次に、第16条にお

いて、町及び町民等が行うべき避難対策等、第17条におきまして、国、県、関係機関との連携による復旧及び復興、町民生活の再建と安定など、復旧及び復興対策について規定いたしております。最後に、3の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）いくつかお尋ねします。まず、先日の災害対策特別委員会でもお尋ねしましたが、ここに書いてあること、自主防災会、自治会、町民に対する役割が書かれておりますが、今挙げた三つのものに関しては、防災に関しては素人です、本来は。ということは、行政がこれ、役割をあれこれ振ったという、ちゃんとそれは指導するんですね、間違いなく。努力しますという言葉は駄目ですよ。こういった条例をわざわざ作ったんですから。間違いなく指導できるんですね。

次、もう1点。細かい点になりますが、こちら資料の2ページを見ていきますと、ここでは町民の役割、平常時、地域の一員であることの自覚、近隣世帯間の相互協力、顔の見える絆づくり。これ、どうされようと思っているんですか。長年、自治会長をやってきた私としてはここがかなりネックになります。今の海田町は、特に、都市部において。これは今回、総務部において出されたということは、総務部においても何らかの努力をされるんだろうと思いますけども、何か具体例があれば教えてください。これが、2点。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かに今回提案させていただきましたのは、町民の皆様、町全体で災害に強いまちづくりに取り組むということでございますが、御指摘のように、今の町民の皆様、個々でそれぞれ熱心に防災活動をされておられる方もいらっしゃると思いますが、やはり、まだ発展途上といいますか、まだ、これから我々も含めてですけども、皆さんとともに、その辺は、防災訓練であるとか、防災講話、若しくは、現在、防災リーダーの育成も図っております。また、防災士の資格取得、そういったことにも町の方で支援をさせていただきながら、地域防災力の向上を図っているところでございます。こういったことについて一朝一夕にできるものではないかもしれませんが、その辺は地道に、一つ一つ、住民の皆様とともにその辺の知識の向上であるとか、そういった

ものを図ってまいりたいというふうに考えております。2点目についてでございます。確かに顔の見える関係なんですけども、これ、全国的な課題の一つではなかろうかと思えます。ということで、ここであえて書かせていただきました。やはり、いざというときに実際に一緒に逃げるとか、そういったときに、普段からのそういった人間関係が非常に重要だと思います。ということで、我々としてもそういった防災訓練ですとか防災講話の中で、そういう重要性を訴えてまいりたいと思いますし、地域の方でも、やはりその辺の普段からの、例えばいろんなコミュニケーションを取られる行事があると思いますので、そういったところでも御参加いただくとか、日頃の挨拶とか、そういうところも含めて、我々、町民の皆様、自治会、自主防災組織の皆様と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まず1点目に関しては、そんなぐずぐずとした答弁を聞いとるんじゃないです。間違いなくやるんかどうかと聞いとるんです。でしょう。自治会や自主防災会、町民の皆さんに役割を振ったんでしょう、あなた方が。じゃ、それを教えにや、指導せなきゃ、何も動けない、絵に描いた餅になる訳ですよ。有事の際において。条例を書いただけじゃ何にもならん。ほんまに有事の際に、組織が動くのか、町民が動くのか、それを訓練しなきゃならないでしょう。それができるんですかと聞いているので、何でそんな長々と答弁になるんですか。もう一度聞きますよ。できるんですか。2点目、その地域の云々かんぬん言いましたが、これも書いたのはあなた方でしょう。何か行事に参加してください云々と言いましたが、そこが今うまいこといかんから、各自治会、頭を抱えとるんでしょ。自治会の組織率が低いんでしょう。そんなんすっ飛ばして、何かきれいごと、書いときゃいいやみたいな条文を作っとるんじゃないですか。まず、ここもう一遍聞きますよ。これもあなた方がちゃんとやってくれるんですね。もちろん地域も努力してます、皆さん。今も努力してます。もう、私自治会長辞めてから、好き勝手言えますけど、各自治会長皆さん苦勞してます。ボランティアで。給料をもらってないですよ、自治会長。ここを苦勞しとるんです、皆さん。それをわざわざ文言に、文書にしたということは、あなた方、ちゃんとやってくれるんですね。3点目、今ふと、条例案の方を見よって気になったんですよ。これ、議案書の16ページ、見ていくと、第3条の2項の最後は、「努めなければならないとなっていますね。ところが、第5条、努めるものとする。努めなければならない、努めるものとする」と使い分けておりますが、その違

いは何でしょう。

○議長（桑原） 3点、大丈夫ですか。はい、総務部次長。

○総務部次長（門前） 町の方でできるのかということなんですけども、やはり、これは一緒にできるように取り組んでいきたい、そのように考えております。それにはいろんな防災訓練だとか防災講話であるとか、そういうことについて一緒になって、やはり住民の皆様の私事として捉えていただきながら、ここで役割というふうに書かせていただいているのは、それぞれの個々の果たすべき役割を自分のこととして捉えていただきながら、そして、みんなで連携して、町全体を挙げて災害に強いまちづくりを実践するんだということ、そういう趣旨で書かせていただいております。当然、町としても、それに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、関係づくりでございます。本当にこれ大変大きな課題であり、各自治会の方でも、私も以前担当しとったことがありますので、直接、自治会長さんからいろんな言葉を聞いておりますので、非常に重いテーマであると思います。そういった中で条例の方では、目指すべき姿も含めて書かせていただいておりますので、いろいろな取組の中で、これが実現できるように、我々もしっかりとそれがなされるように、自治会の皆様とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。それと、努めなければならないと努めるものとするなんですけども、努めなければならないというのは、努めるものとするよりも、若干、どう言うんですか、いわゆる努力義務、いずれも努力義務にはなるんですけども、努めなければならないの方がより強い意味を持つものでございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 一丸となってやるのは当たり前ですが、まず、あなた方が率先してやりまうと言わなきゃ、町民の皆さん、動く訳ないでしょう。今までも似たようなものを作っていたでしょう。地域防災計画にいろんなことを盛り込んだり、あれやります、これやります。今までさんざん聞かされて、まともに指導してこなかったでしょう。受け身になって。どこかの自主防災会が、また自治会が訓練やりたいんですがと申しなきゃ、あなた方が何もしなかったでしょう、今まで。豪雨災害を受けてもあなた方が変わらなかった訳でしょう。だから、聞いている。これ、委員会のときも言いましたよ。一丸となってやるのは当たり前。ただし、町民の皆さん、防災に関しては素人なんですよ、言い方は失礼かもしれませんが。訓練なんて受けたことがない。知識もそんなにない。そういった方々において、あなた方が間違いなく指導されるんですかと聞いているんで

すよ。それにもかかわらず、何か、答弁だらだら言っておって、何か自信がなさげに聞こえるんですよ。ここだけ、もう一遍いきましょう。間違いなく指導されるんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この条例の第8条に、町の役割というものを定めております。この中で町民、自主防災組織等に対する防災知識の向上のための啓発及び防災訓練、こういったことも規定しております。これは町の役割としてやらなければならないものと考えておりますので、今後、この条例にしたがいまして、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今までこういう条例がなかった。国の災害基本法に基づいて、町はいろんな組織を作って計画をしてきた訳ですが、こういう指針が出ると、非常に町はやる気、あるいは住民にとってもそれが啓蒙されて、訓練やそうした意識の向上につながっていくと、大いに私は思うんです。ただ一つ、実際にあったことで、この前の特別委員会でもお話ししましたが、互助というのがないんですね。互助という意味を、私は、ここにある共助と兼ねてはおるんですけれども、互助という意味は、隣近所で、寝たきりの人であるとか、あるいは避難所まで遠いから、うちの家に来てしばらく休んでくださいとか、あるいは消防団がそこで警戒しておったら、むすびの一つでも作ってあげてやるとか、そういうのが私、互助だと思うんです。共助いうのは広い意味ではそれは入っとるかも分かりませんが、非常にそこが心配のところもあるし、具体的にその人らが逃げようとも逃げられない、近所が集まって、担架でも乗せて運んでいくとかいう、そういう互助の精神が、私、どこで発揮されるのかというのが、この条例の中で疑いを持つんですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）御指摘の互助でございます。先ほどの共助と一致する部分があるんですが、同じ単位の中でも自主防災会のより広い単位と、もっと身近な組織といいますか、身近な近隣の皆様、それはやはり同じような形で、自分だけではなかなか避難ができなかったり、自主的な避難が思うように進まない場合に、そういった形でお互いが呼び掛け合いながら、身の安全の確保であったり、そういった防災の取組をするということでございますので、これにつきましては、議員の御指摘の互助につきましては、こちらの方に書かせていただいております。ただ、その中で、やはり地域の方におきまして

も、広い単位の自主防災会の組織だけでなく、隣近所でのそういった取組の重要性も含めて、この辺については、防災訓練だったり、防災講話であったり、広報等でその辺は皆様方に浸透するような形でしっかりと周知してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第14、第9号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第9号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。印鑑登録証明書の事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。また、性的少数者に配慮して、印鑑登録証明書の性別表記を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第9号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の23ページをお開きください。併せて、資料12、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の概要及び資料13、海田町印鑑条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料12、海田町印鑑条例の一部を改正する条例

の概要で御説明いたします。資料12をお願いいたします。

1、改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことを踏まえ、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。また、性的少数者に配慮して、印鑑登録証明書の性別表記を廃止します。2、改正の内容でございますが、（1）印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めます。（2）印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を除きます。3、施行期日は公布の日でございます。参考として、5、その他に関係法令等について記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。性的少数者に配慮した性別表記を廃止することについての質問ですけれども、こちら、広島県内で町レベルでいうと、多分、海田町が初になるんじゃないのかなと思うので、ちょっとうれしい限りなんですけれども、2016年に総務省の通知で、こちら表記をするかどうかを各自治体で考えてくれという通知があったことで、各自治体が表記についてするかどうかをそれぞれ選ばれていると思うんですけれども、そういうときに、住民票記載事項証明書の性別表記についても考慮するようというふうに、同時にあったと思うんですけれども、ほかの証明書に対しての配慮というのはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）ほかの証明書につきましてですが、住民票の写しや戸籍の証明書にしましては、男女の別につきまして、法令上記載することとなっておりますので、省略することができないのですけれども、確かに住民票の記載事項証明書にしましては、記載事項ということで省略することも可とされております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）確かに法的に記載はしなければいけないとあるんですけれども、例えば、ほかの自治体によっては、例えば、国保の保険証とかそういった表記は裏にするとといった配慮とかもされている自治体もあるので、そういったことも考慮していった方がいい

んじゃないのかなと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）国民健康保険の被保険者証に関しましては、県内で統一した様式を今現在使用しておりますので、ちょっとその辺につきまして、今後の課題ということになるかと思われます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第10号議案、海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第10号議案、海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について。会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤特別職の職の再設定をした結果、生活指導員が非常勤特別職でなくなるため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）それでは、第10号議案、海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書24ページをお開きください。資料につきましては、資料14の海田町生活指導員設置条例の一部を改正する条例の概要、資料15の海田町生活指導員設置条例新旧対照表の方をお願いいたします。改正内容につきましては、資料14の条例の概要で御説明をいたします。

まず、1の概要でございますが、9月の定例会において御説明させていただいておりますが、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が始まることに伴いまして、非常勤特別職の職の再設

定を行った結果、生活指導員が非常勤特別職でなくなることから、所要の改正を行うものでございます。次の２の内容でございますが、生活指導員が非常勤特別職でなくなることから、報酬関係の項目を設置条例から削除し、報償費で対応していくものでございます。３の施行期日につきましては、令和２年４月１日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）生活指導員のことで、いわゆる手当の問題ですけれども、民生委員と兼ねて児童委員ということで、民生委員は報酬というか、ない訳で、児童委員の方はある訳ですね。そうすると、会計年度の任用でそれに替わるものというんか、文言の整理でどうなっていくのかちょっと分かりにくいので、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）先ほど、児童委員のお話が出ましたが、民生委員児童委員といいます。そうなっておりますけど。これにつきましては無報酬でございます。それと、前回の整理で生活指導員の方が非常勤特別職でなくなったことから、整理をされて非常勤特別職でないということになりましたので、前回、９月に特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の方から生活指導員の規定の方は削除されておりますので、そういう形で整理をされておるということでございます。

○議長（桑原）ほかにございせんか。岡田議員。

○１１番（岡田）今のちょっと分かりにくかったですけれども、ここの新旧対照表に、以前ですよ、生活指導員は報酬及び旅費を支給するというふうになっとなつて、民生委員の方が兼務をされておるという格好に海田町はなっておるんですけれども、そうすると、費用が削除されると、報酬とね、というふうなことになると思うんですけれども、今まで報酬は出とった訳でしょう、これで言うたら。今度、削除。ほかのところから費用等手当は出されるというふうな解釈でよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）これにつきましては、報酬から報償費という形で対応させていただきます。ここには書いておりませんが、その落とした分については、要綱の方で対応させていただく予定にしております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第10号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、第11号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第11号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。人工呼吸器等装着者であって特別な事情があるものに係る重度心身障害者医療費の支給要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）それでは、第11号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書25ページをお開きください。資料につきましては、資料16の海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の概要、資料17の海田町重度心身障害者医療費支給条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料16の条例の概要で御説明をいたします。

まず、1の改正の概要でございますが、広島県の補助金交付要綱の改正を踏まえ、重度心身障害者医療費の支給要件を緩和するものでございます。次の2の内容でございますが、医療費の支給につきましては、所得制限により対象外となる場合がございます。今回の改正は、そのような場合であっても人工呼吸器等装着者であって特別な事情があると町長が認める場合は、医療費を支給することとするものでございます。3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第11号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第12号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第12号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について。民法の一部改正に伴う債権関係の規定の整備及び標準条例の改正を踏まえた所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第12号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。議案書の26ページをお開きください。併せて資料18、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要と、資料19、海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表をお願いいたします。それでは資料18に沿いまして説明いたします。

1、改正の趣旨でございます。民法の一部改正に伴う債権関係の規定の整備及び標準条例の改正を踏まえた所要の改正を行うものであります。2、改正の内容です。今回は4点についての改正でございます。まず、民法の改正に伴うものといたしまして、連帯保証人の規定の見直し、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を変更するもの。それから、平成29年の第7次地方分権一括法の施行に伴うものといたしまして、認知症である者の収入申告の義務を免除するもの。それから、項ずれ修正及び公募の例外の追加でございます。それでは、まず1点目、入居手続における連帯

保証人を2名以上から1名以上に変更いたします。これは民法改正により債権関係の規定の見直しが行われ、連帯保証人に関する規定について極度額を設ける必要が生じました。また、国土交通省より住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう特段の配慮をお願いいたしますという通知文が出されました。本町といたしましては、この通知の趣旨を踏まえた上で連帯保証人を減らすこととし、2名以上から1名以上に変更したいと考えております。連帯保証人を確保することによりまして、家賃滞納など不測の事態に備えることができるというふうに考えております。なお、極度額については12か月分とし、規則に定めます。2点目、不正行為等に関する請求額の算定に利用する利率を年5分から法定利率に変更いたします。民法改正により法定利率5パーセントが3パーセントに変更され、また3年ごとに見直しされることとなりました。このため、請求額の算定に利用する利率を年5分から法定利率に変更するものでございます。3点目、認知症等の入居者に係る収入申告義務を緩和するもの。平成29年の第7次地方分権一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正されました。認知症である者で、収入の申告をすることが困難な事情にあると認められる場合には、公営住宅法第34条に基づく収入調査等により収入を把握し、収入に応じた家賃を設定することができるようになりました。これは該当事例は今ございませんが、あった際に対応できるよう、今回、条例改正を行うものでございます。4点目、その他の改正でございますが、項ずれの修正及び公募の例外の追加を行うものであります。3、施行期日でございます。公布の日。ただし連帯保証人に関するもの、法定利率に関するものは、令和2年4月1日から施行いたします。それまでに入居決定をした場合やそれまでの債務の利息などは、従前の条例を適用いたします。次に資料19、新旧対照表をお願いいたします。順番でございますが、条例第6条公募の例外、これは先ほど資料18の中で説明した2の(4)、その他の改正に該当するものです。それから、条例第13条、住宅入居の手続は、先ほどの資料18、2の(1)入居手続における連帯保証人のことでございます。それから、条例第16条、17条、33条、35条、38条、41条、42条は、資料18の2の(3)認知症の入居者に係る収入申告義務、これでございます。最後に条例第44条、住宅の明渡請求は、先ほどの資料18の2、(2)不正行為に関するものでございます。最後になりますが、従前の入居者の対応について、施行日以降に連帯保証人の変更が必要になった場合でも、従前どおり2名というような方針を先日晒しておりましたが、改正条例を適用し、1人以上でも可能なように規則を改めたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今、るる説明があったからあれですが、家賃の減免とかいろいろそういうのはある訳ですが、今、保証人のところで2名を1名にすると。こういうとこ、極度額を決めなければ駄目ですよというような規定もあるということだね。そこら辺が非常に、保証人というのは一般的に、はっきり言うてなりたくない。1年分の家賃、今、何ばか知らんけど、漠然と3万円だと36万円が限度額というか、極度額というふうになっていく訳ですが、こういう規定を作るんであったら、いわゆる新法の明け渡し、2年なら2年の契約ということで、保証人もそれやったら無理に要らんのじゃないかという気がするんですよ。保証人を立てて、また、どうからして滞納なつてぐずぐずする、そういうことをぐじゃぐじゃするんだったら、あっさりね、明渡期日をはっきり決めて、いわゆる更新という形を取らずに、再契約、これ過去にもこういうことで何回か言うておりますがね。それをやった方がいいんじゃないかという気がするんよね。何か難しいことをして、極度額を決めて保証人を取りなさいというよりも、はっきり明渡条項等でね、極度額を決めたけいうて保証人が素直に、はい、そうですかいうて、36万円か何ばか知らんけども、払うてくれるかどうか、これまた疑問がある。それよりもあっさりもう明け渡してもろうた方が滞納が少ないというか、滞納がなくなるんじゃないかというような気もするんですが、ですから、思い切って本町独自の形でもいい、そういう方針、そういうのを止めてね。再契約という新法の町営住宅に入居契約をした方がいいんじゃないか。長くなったが、何か考えはないかということでお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、現在のところは、連帯保証人さん1人は確保していただくという方針に、今のところ変えるつもりはございません。というのは、連帯保証人さんがいることにより滞納整理、それから、例えば、死亡時の対応といったことに効果があるというふうに考えておりますので、現行の2人を1人に変えるというところまで踏み込むという考えをしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は逆のことをお尋ねいたします。公営住宅というのは、住宅に困難な

人に提供するというのが目的でございますけれども、今、民法が変わって、2人から1人、普通の保証人でなくて連帯保証人。責任を同時に負うことになる訳です。1人になって、その1人の方が何らかの理由で行方不明、あるいは、それが対応できない場合について、歯止めが全く効かなくなって、滞納がどんどん重なっていくという結果になりはしないかという心配をするんですが、その辺の歯止めについてはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）前田議員の質問の中で、新法、そういうのは要らんのじゃないかという質問があったので、それも一緒に重ねて、佐中議員の答弁に答えていただければと思います。建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず新法というお話が出ましたが、民法の改正により極度額を記入した契約を交わさなきゃいけないというのがあって、連帯保証人のなり手がなくなるんじゃないかというのが国土交通省の危惧しとるところというのがありまして、これまでの連帯保証人を0人にするというような標準条例が示されたところであります。しかしながら、先ほど佐中議員がおっしゃったように、ある意味、歯止めというように必要であろうという考えの下、0人まで踏み込まず、従来の2人を1人に変えるという考えを今しております。それから、滞納のことについてでございますが、昨年度の滞納額につきましては、現年度分の4万2,700円、2件のみということでございますので、現在のところしっかり納付をしていただいておりますのでございますから、そこらまでは今のところは考えていないということでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第18、第13号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地地区画整理事

業施行条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第13号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について。海田市駅南口土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第13号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定についてを御説明いたします。議案書の28ページをお開きください。本議案につきましては資料はございませんので、議案書にて御説明いたします。

本議案は、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例を廃止するものでございます。提案理由は海田市駅南口土地区画整理事業の所定の手続きが完了したことによるものでございます。施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第19、第14号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算から、日程第23、第18号議案、令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第14号議案から第18号議案まで一括で御提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、小中学校のICT活用事業等について増額等の予算措置を行うも

のでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、第14号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算第5号について御説明いたします。なお、この度の補正予算では、決算見込みに基づく各種事業費の増減や、給与費、臨時職員賃金等の増減などの予算措置を行っております。その他精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、個別の説明を省略させていただき、主な内容について御説明させていただきます。

それでは、資料20の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料20の15、16ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の上から二つ目のバス路線維持事業については、畑賀線に係る地方バス路線維持費補助金として41万8,000円増額するものでございます。次に、同ページ一番下の庁舎移転事業については、新庁舎建築工事等の入札延期に伴い、未執行となる工事費及び管理業務委託料、合わせて7,710万円を減額するもので、その財源となる地方債を歳入で減額します。また、今年度中の契約締結を前提として設定していた債務負担行為については、一旦廃止いたします。次に、庁舎移転事業の一つ上の基金管理事業については、この度の庁舎移転事業の減額補正に伴い、一般財源部分の減額780万円分を一旦公共施設等整備基金に積み立てて、今後の庁舎整備に係る財源を確実に確保するものでございます。続きまして、17、18ページをお願いします。上から3番目の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業については、オリンピック聖火リレー実施に係る業務委託料として600万円増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。続きまして、31、32ページをお願いします。民生費の社会福祉費の障害者福祉一般事務事業については、精神保健業務の一部を、保健センターから社会福祉課に移管することに伴い、既存システムの改修等を行う必要があるため、188万1,000円増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。次の障害者支援事業については、障害者介護給付費等について決算見込みに基づき、過不足分を増減し、また、前年度国県支出金の返還金の増と併せて、全体で4,192万8,000円増額するもので、特定財源の国県支出金も歳入で増額いたします。次に、63、64ページをお願いいたします。教育費、小学校費の中段、教育振興費の二つ目、小学校ICT活用事業については、資料22の事業概要を提出しておりますが、国のGIGAスクール構想を踏まえ、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の情報通信

ネットワーク環境を整備するものでございます。事業費は小学校４校で１億２,０００万円を増額し、その財源として国庫補助金２分の１と、補助裏部分に国の補正予算債を併せて増額するもので、繰越明許費を設定いたします。次に、65、66ページをお願いします。中学校費の下段、教育振興費の下から二つ目、中学校ＩＣＴ活用事業についても、中学校２校分6,000万円について、先ほどの小学校と同様に予算措置するものでございます。次に、同ページ上段、学校管理費の四つ目、中学校空調設備改修事業については、海田中学校適応指導教室及び海田西中学校サポートルームに空調設備を設置するため、716万6,000円を増額するもので、併せて繰越明許費を設定いたします。なお、工事については、それぞれ工事箇所図を提出しております。次に、71、72ページをお願いいたします。災害復旧費の農林施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業については、奥之谷地内里道水路復旧工事について950万円増額するもので、財源として災害復旧事業債を活用し、併せて繰越明許費を設定するものでございます。次に、73、74ページをお願いいたします。土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業は、瀬野川河川敷、石原地内遊歩道修繕工事について150万円増額するもので、財源としては災害復旧事業債を活用し、繰越明許費により対応するものでございます。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減等がございますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、これは個別の説明は省略し、主なものについて説明させていただきます。それでは１ページ、２ページをお願いいたします。まず、１款、町税でございますが、決算見込みに基づき、町税総額では9,500万円を増額するもので、内訳として町民税、固定資産税及び町たばこ税について、それぞれ増額するものでございます。次に、３款、利子割交付金から、次の３ページ、４ページの11款、地方交付税までは、額の確定や県の見込額等に基づき、それぞれ増減するものでございます。次に、９ページ、10ページをお願いいたします。中段、９款の財政調整基金繰入金については、財源調整のため減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第14号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から２億４,995万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を117億988万8,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正でございます。まず、５ページをお開きください。こちらは繰越明許費の追加です。５ページから６ページにかけて、12件の事業について、年度内完了が見込ま

れないため、繰越明許費の追加をするものでございます。次に、7ページをお願いいたします。既に議決をいただいている繰越明許費について、金額を変更するものでございます。4件の事業について事業の進捗状況に合わせて繰越明許費を変更するものでございます。続きまして、8ページをお願いいたします。債務負担行為の廃止、2件でございます。庁舎移転事業の関係で、12月補正において債務負担行為を設定したもののについて、本年度中の契約締結が難しい状況となったことから、一旦廃止し、契約手続のめどが立った時点で改めて設定するものでございます。続きまして、9ページをお願いいたします。地方債の追加2件でこちらもこの度の3月補正の財源とするものでございます。次に、10ページから11ページにかけては、既定の地方債についての変更でございます。3月補正における歳出の増減等に併せて、その財源となる調査の限度額を増減するもので、併せて17件の変更をするものでございます。また12ページには、既定の地方債の廃止について1件挙げております。

以上で、令和元年度海田町一般会計補正予算第5号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第15号議案、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料24の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、一般会計の補正予算と同様に、主な内容について歳出から説明いたします。それでは、資料24の3ページ、4ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費の一番上、公共下水道使用料徴収事業につきましては、徴収に係る諸経費が見込みを下回ったため、150万円の減額をするものでございます。次に、7ページ、8ページをお願いします。総務費の下水道管理費の公共下水道管理事業につきましては、水質検査業務等の委託料と浚せつ、マンホール嵩上等の修繕工事の執行残により、550万円の減額をするものでございます。次に、9ページ、10ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、実施設計業務委託料及び整備工事費等の執行残により、1,550万円の減額をするものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。1款の分担金及び負担金につきましては、公共下水道受益者負担金の一括納付者が見込みを下回ったため、54万5,000円を減額するものでございます。一番下、7款の町債につきましても、整備事業費などの減額により、2,390万円を減額するものでございます。

続きまして、議案について説明いたします。第15号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2,917万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億9,763万9,000円とするものでございます。次に、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業の瀬野川右岸排水区中筋分区雨水整備工事について、年度内の完成が見込まれないため、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。次に、地方債の補正でございます。4ページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、対象事業費等の減により、起債の限度額を減額するものでございます。

以上で、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についての説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）続きまして、第16号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。なお、この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理及び財源振替等を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

それでは、資料25の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料25の7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付事業につきましては3,642万3,000円を、続きまして、9ページ、10ページの高額療養費の一般被保険者高額療養事業につきましては256万3,000円を、一般被保険者高額介護合算療養事業につきましては18万7,000円を高額療養費の対象レセプトが多く給付費が見込みを上回ったため、増額するものでございます。次に、21ページ、22ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還事業につきましては、平成30年度普通交付金の特定健康診査等分の精算に伴う返還金が生じたため、34万2,000円増額するものでございます。その下のその他償還事業につきましては、療養給付費等負担金、特定健康診査等国庫負担金及び特定健康診査等県費負担金について、過年度分の返還金が生じたため、15万2,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。4款、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の増額分の財源として3,274万円増額するものでございます。6款、繰入金、2

項、基金繰入金につきましては、財源調整のため511万6,000円減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第16号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,888万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億2,242万5,000円とするものでございます。

以上で、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）続きまして、第17号議案、令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。なお、この度の補正予算では、決算見込みに基づく各種事業費や給与費、臨時職員賃金等の増減、その他精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増を行っておりますが、件数が多くございますので、これらを省略させていただき、主に増額補正いたしました事業について御説明させていただきます。

それでは、資料26の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料26の保険事業勘定の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費の介護認定審査会費の介護認定審査事業につきましては、委員全員による研修会を実施することとなったため、報酬を15万4,000円増額するものでございます。19ページ、20ページをお願いいたします。地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業につきましては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が利用件数及び1件当たりの利用額が見込みを上回ったため、160万円を増額するものでございます。21ページ、22ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入歳出の決算見込みから剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、2,000万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。1ページ、2ページをお願いいたします。1款、保険料でございますが、消費税率の引上げに伴い、町民税非課税者の介護保険料について軽減が強化されたことなどにより、1,851万7,000円を減額するものでございます。4款、国庫支出金の国庫補助金の介護保険事業費補助金につきましては、制度改正に伴う介護保険システムの改修に対する補助金で、130万3,000円を増額するものでございます。その下の保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者に対する自立支援重症化防止等に関する取組を支援し、達成状況に応じて交付される交付金で403万7,000円を増額するものでございます。3ページ、4ページの7款、繰入金の低所得者保険料軽減繰入金

につきましては、消費税の引上げに伴い、町民税非課税者の介護保険料について軽減が強化されたため、軽減分の国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で1,075万6,000円を増額するものでございます。8款、繰越金の前年度繰越金につきましては、繰越額の確定に伴い、4,367万円を増額するものでございます。次に、9款、諸収入の雑入の第三者納付金につきましては、交通事故により要介護状態となった被保険者が利用した介護サービスの給付費が加害者の加入する保険から全額納付されたため、347万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第17号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,800万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を20億6,478万1,000円とするものでございます。

以上で、令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）続きまして、第18号議案、令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

それでは資料27の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料27の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の後期高齢者医療一般事務事業につきましては、平成30年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を返還するため、8万8,000円を増額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、後期高齢者保険料の保険基盤安定分及び延滞金、また確定した前年度繰越金と併せて46万6,000円を減額するものでございます。

続きまして歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。2款、繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました平成30年度の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を返還するため、8万8,000円を増額するものでございます。次に、保険基盤安定繰入金につきましては、後期連合納付金の保険料等納付事業の減額に伴い、97万9,000円を減額するものでございます。3款、繰越金の前年度繰越金36万3,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。4款、諸収入の延滞金につきましては、滞納繰越分保険料の収納が見込みを上回ったため、15万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第18号議案をお願いいたします。この度の補

正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に37万8,000円を増額し、歳入歳出の総額を3億7,597万8,000円とするものでございます。

以上で、令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第14号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算から、第18号議案、令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までの5議案について、予算委員会に付託をして審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第14号議案から第18号議案までの5議案について、予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第24、施政方針について、町長より申出がございますので、これを許可します。

○町長（西田）本議会に提案しております令和2年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和2年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症が与える影響に十分注意する必要があると、通商問題をめぐる海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると言われております。次に、令和2年度の地方財政対策につきましては、国において、地方創生の推進、地域社会の維持・再生・防災・減災対策に必要な措置などを講じるものとされております。次に、広島県内の景気につきましては、生産の一部に弱さが見られるものの、設備投資は前年度を上回る見込みとなっております。また、県内の雇用労働情勢についても、昨年12月の有効求人倍率は1.93倍と、求人が求職を大幅に上回って推移しています。このような中、本町の税収の動向につきましては、個人町民税は雇用所得環境の改善に伴う給与所得の増加などにより、令和元年度に引き続き、令和2年度も増収を見込んでおります。一方、法人町民税については、企業ごとの年度間の変動が大き

いところではありますが、令和２年度は法人税割の税率引下げによる減収を見込んでおります。固定資産税については、新築家屋の建築などにより、令和元年度に引き続き、令和２年度も増収を見込んでおり、令和２年度当初予算の町税総額は増収を見込んでおります。

次に、平成30年７月豪雨災害について申し上げます。平成30年７月豪雨災害以降、町としても災害に強いまちづくりを目指して、復旧・復興に全力で取り組むとともに、インフラの強靱化、防災意識の高揚や防災体制の強化に取り組んでいるところでございます。また、豪雨災害により被災された方々への支援につきましては、地域支え合いセンター職員による戸別訪問、交流の場づくりの支援などにより、引き続き、被災者の方に寄り添いながら支援を行ってまいります。防災・減災という観点で対策を進めていく上で、引き続き、３点の取組を推進していきたいと考えております。一つ目は、将来に向けて、再度災害の防止に力を入れていくこと。二つ目は、迅速で安全な住民避難行動の促進。三つ目は、自主防災組織と地域防災力の向上です。被災された方々の一日でも早い生活再建と復旧・復興の実現を町政の最重要課題として位置付け、引き続き、関係機関と連携を図りながら、鋭意取り組んでまいります。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。令和２年度は、第４次総合計画後期基本計画を策定して５年目の最終年度に当たります。全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、海田町らしさを生かした持続可能なまちづくりを進めてまいります。

町全体の人口につきましては、令和元年12月末時点で、１年前から160人増加して３万160人となりました。また、この１年間で自然増が81人、社会増が79人と、自然増減及び社会増減の両方で増加しております。この傾向を継続できるよう、引き続き、子どもを安心して産み育てることができる、そして、暮らしやすい環境の整備等に取り組んでまいります。各施策分野に掲げる目標の達成に向け施策を効果的に実行できるよう、PDCAサイクルにより取組を推進してまいります。今後も、庁舎移転事業、広島市東部地区連続立体交差事業等の大規模事業を着実に推進しながら、総合計画に掲げる施策に取り組み、町民の皆様が暮らしやすさを実感していただき、選んでいただけるまちとなるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。令和２年度に、第５次総合計画及び次期総合戦略を策定し、また都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定にも着手することにより、海田町の新しいまちづくりの方向づけや施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

続いて、令和2年度の重点施策に関して、七つの視点から主要な新規拡充等の取組について御説明いたします。

1点目の災害に強いまちづくりにつきましては、平成30年7月豪雨災害の教訓や経験等を踏まえ、土砂災害や河川氾濫、地震や津波など様々な災害を想定し、災害発生時に迅速な避難行動が取れるよう、的確に避難情報を発信する体制を整えてまいります。また、各地域における防災知識の普及や防災訓練の推進を図り、地域の方々とともに災害に強い体制づくりに取り組んでまいります。再度災害の防止につきましては、平成30年7月豪雨により災害を受けた道路や河川等について、できる限り早期の復旧・復興を図るため、引き続き、本復旧工事の推進を図ってまいります。また、西ノ谷川及び西ノ谷川支川については、町道に架かる橋りょうの架替え、奥之谷川については河川改修に、それぞれ着手してまいります。楠木谷川については、引き続き、改良計画案の検討を進めてまいります。また、瀬野川の横断する避難路として、新畝橋の整備に向けた検討に着手してまいります。治水対策につきましては、尾崎川排水機の増設について、広島県において予備設計が進められており、併せて移転対象となっている施設の補償についても具体的な協議が行われていると伺っております。引き続き、早期の工事着手に取り組んでいただけるよう、関係機関に強く要望してまいります。また、瀬野川高潮対策につきましても、事業の推進について、引き続き、広島県に強く要望してまいります。雨水浸水対策につきましては、新町地区等の浸水解消に向けた効率的な整備を進めていくため、引き続き、中筋雨水幹線の整備に取り組んでまいります。また、尾崎川周辺流域の浸水対策については、効率的な整備を進めるための詳細設計を行ってまいります。住宅の安全性の向上につきましては、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の土砂災害対策改修に係る助成を行ってまいります。また、耐震化については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る助成を行うことにより、地震に強い住環境整備を促進してまいります。災害対応につきましては、各種気象データや現地等の状況を画像や動画等でリアルタイムに収集し、様々な情報を同時に複数のモニターに表示し、共有するシステムを導入いたします。これにより災害対策本部における情報共有及び迅速な意思決定、並びに住民や関係機関への情報伝達体制の強化を図ってまいります。職員に対しては、引き続き、水害対処訓練、防災教育、職員参集訓練等を行うとともに、避難所開設及び運営訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。避難行動の促進等につきましては、町民の皆様が迅速で安全な避難行動が取れるよう、避難に関する情報の意味、取るべき行動

や被害の想定などを周知するために必要となる事項を示した津波浸水、内水及び瀬野川洪水ハザードマップを各々作成し、全世帯に配布してまいります。避難行動要支援者の支援につきましては、自主防災組織や民生委員児童委員などの支援機関に対して最新の情報を提供し、共有することを可能とするシステムを導入いたします。これにより、名簿作成の自動化や定期的な更新、地図情報との情報連携、個別計画の管理、災害時の安否確認など、避難行動要支援者の各種情報を適切に管理し、支援体制の充実に努めてまいります。災害の記憶を風化させないための取組につきましては、令和元年に引き続き、平成30年7月豪雨災害に係る追悼献花台の設置や自主防災組織や小中学校での防災講話などを行ってまいります。防災情報伝達体制の充実ににつきましては、防災情報メール発信時における無料通話アプリへの同時配信や、緊急速報メールに対応する全事業者への配信を行うことで、より広範囲へ一斉に伝達する体制を確保してまいります。地域防災力の向上につきましては、災害時における迅速かつ円滑な避難行動及び即応できる初動体制の確立を狙いとして、自主防災組織との共同による避難所運営訓練を取り入れ、町地域住民、防災関係機関等が相互に連携して、海田町総合防災訓練を町全域で実施いたします。地域の防災リーダーの育成につきましては、地域防災の核となる人材を育成するため、引き続き、防災リーダー育成講座を実施するとともに、自主防災リーダー認定者を対象とした、より高度な知識が必要とされる防災士資格の取得費用の助成を行ってまいります。また、自主防災組織の設立の促進と活性化のため、自主防災組織に対して、資機材の購入費及び防災訓練等の実施費用の助成を行ってまいります。災害時支援協定につきましては、災害の発生に備え、引き続き、民間企業等との間で、応急対策に必要な物資供給に関する協定や民間緊急避難施設の使用に関する協定などの締結促進を図るとともに、災害発生時における支援企業との連携を円滑に行うため、防災訓練への参加要請を行ってまいります。

2点目の庁舎移転事業の推進につきましては、建設用地において汚染物質が検出され、土壤汚染対策法に基づく区域指定の申請を行っております。この区域指定の結果を踏まえ、法令等の基準に沿って適切に対応することとし、今後の見通しが明らかになった時点で改めて予算案を提案させていただきます。引き続き、防災拠点の早期整備、住民サービスの向上に向けて事業を推進してまいります。

3点目の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業及び織田幹雄さんにちなんだまちづくりの推進につきましては、町内においてオリンピック聖火リレー及

びパラリンピック採火式の関連事業を行ってまいります。また、海田町の社会教育の拠点である海田公民館と、名誉町民織田幹雄さんを顕彰する織田幹雄記念館の総合施設として織田幹雄スクエアが4月から開館いたします。織田幹雄スクエアの開館及びオリンピック・パラリンピック競技大会の開催という好機を生かし、海田町出身である日本人初の金メダリストである織田幹雄さんの功績を広く町内外に発信してまいります。

4点目の魅力づくりの推進につきましては、交流人口の拡大やにぎわいの創出を目的として、旧千葉家住宅や西国街道などを活用し、住民団体や他市町とも連携しながら、魅力の発信に取り組んでまいります。令和2年度は、日浦山や海田総合公園、瀬野川河川敷などの魅力を町内外に伝えるよう取り組んでまいります。次に、町花ひまわりの啓発推進につきましては、背高ひまわりフォトコンテストの開催やひまわりの種配布事業を継続して実施するとともに、町花ひまわりPRキャラクターのヒマ太君を積極的に活用しながら、町のPRに取り組んでまいります。

5点目の子どもが生き生きと育つまちづくりにつきましては、全ての家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、令和2年3月に策定する第2期海田町子ども・子育て支援事業計画に掲げる施策に全力で取り組み、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。かいた版ネウボラにつきましては、新たに妊娠期から全ての妊婦や子育て家庭に対し、働き掛ける取組となるポピュレーションアプローチを実施するため、地区担当保健師が継続的に訪問、相談、指導などを行ってまいります。母子健康手帳交付の予約制の導入など、地区担当保健師が一貫して対応することにより、母親と担当保健師との信頼関係を構築し、相談しやすい体制づくりを目指してまいります。養育や療育などの支援が必要な家庭に対しては、関係機関による定期的な情報共有の会議を実施し、適切なタイミングで支援できるよう、新たに子ども家庭総合支援拠点をこども課に設置いたします。妊娠期からおおむね18歳までの子育て期にわたる切れ目のない相談支援や養育支援が行えるよう取り組んでまいります。引き続き、かいた版ネウボラや子育てガイド等による情報発信や、父親に育児参加を促進するための家族参加型の講座の開催や食育支援ファイルの配布など、家庭における食育や家庭教育の支援を行ってまいります。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続につきましては、町立小学校と町内幼稚園、保育所等との連携、協力により、幼保小連携協議会を設置し、子どもたちの育ちと学びを連続させていく組織的、計画的な幼保小連携教育の充実を図ってまいります。保育サービスにつきましては、増加する教育保育ニーズに対応するため、令和

2年4月1日から私立幼保連携型認定こども園を開園し、受入体制を拡大いたします。また、令和3年度中に開所を目指す私立保育所等及び児童保育クラブ設置・運営事業者の選定委員会を開催いたします。これらにより、民間事業者により更なる受入体制の拡大を図り、待機児童対策を進めてまいります。海田町内の4小学校区の児童クラブにつきましては、運営を民間事業者に委託し、サービスの向上及び安定的運営を図ってまいります。また、放課後子供教室については、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、季節に応じた様々な体験活動の場を提供するほか、ボランティアによる小学生の学習支援の場、学びの広場を継続してまいります。次に、子どもの貧困対策につきましては、貧困の連鎖の解消を目指し、関係機関と連携を行いながら、妊娠期から子育て期にわたるリスクを把握し、経済的不安のある家庭への支援につなげてまいります。ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員による離婚前相談や面会交流などの相談支援及び就労相談などを家庭の状況に応じて行ってまいります。次に、学校教育の充実につきましては、令和2年度も夢を持ち、夢を語ることができる児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区において、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールを導入することにより、小中一貫教育を充実させ、地域に開かれた信頼と特色ある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。また、中学校において、生徒の心身の健全な成長と食に関する正しい知識と適切な判断力を養うことを目的として、民設民営給食センターからの配送による全員喫食の完全給食を実施してまいります。特別支援教育につきましては、通常学級に在籍する特別の配慮を必要とする児童生徒に対して、引き続き、通級による指導の充実に努めてまいります。不登校対策については、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するために、引き続き、学校内の適応指導教室等において、悩みを抱えている児童生徒の学校生活復帰を目指してまいります。教育環境の整備につきましては、児童生徒の情報活用能力を育成するため、町立の全小中学校に1人1台端末高速大容量のネットワーク環境等の教育のICT化に向けた整備を進めてまいります。また、学校施設の中長期的な維持管理を計画的に行うために、学校施設長寿命化計画を策定するとともに、海田小学校と海田西小学校においては、体育館の非構造部材耐震補強、長寿命化工事を行い、安心・安全な教育環境の整備に努めてまいります。教職員の働き方改革につきましては、統合型校務支援システムの導入により、業務の負担軽減を行い、教育の質の向上、教職員の時間外勤務の削減等に努めてまいります。

6点目の健康で人にやさしい安心のまちづくりにつきましては、令和2年3月に策定する第3次海田町地域福祉計画に基づき、地域の様々な課題を解決するために、住民一人ひとりの努力、自助、住民同士の助け合い、共助、公的な制度、公助、の連携を地域で推進する地域共生社会の実現に取り組んでまいります。そのため、社会福祉協議会に地域の困りごとを丸ごと受け止める相談窓口を置き、地域からの相談を受けやすい体制を整備するとともに、生活困窮者への支援についても、新たに仮称暮らしの安心・サポートセンターを設置して、生活困窮者の経済的自立や日常生活での自立について、より専門的な相談支援体制を整備してまいります。ひきこもり対策につきましては、ひきこもりの相談窓口を設置し、関係機関の情報を分かりやすく発信するとともに、対象者が安心して参加できる居場所の提供や社会参加に向けた活動への支援、相談や訪問支援を行ってまいります。また、保健師の地区担当制を導入し、保健師が積極的に担当地区へ出向いて住民と顔の見える関係を築きながら、地域の課題や特性を把握し、子ども、高齢者や障がい者等の全ての住民に対して、関係機関と連携しながら支援することで、まちづくりや健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。次に、健康づくり事業の推進につきましては、がん検診の受診率向上を図るため、広報や地域の出前教室等で啓発し、未受診者には再勧奨を継続するとともに、集団検診の日曜日実施を増やしてまいります。歯周疾患検診につきましては、引き続き、歯周病の予防が全身の健康につながることを周知し、定期的に歯周疾患検診を受けるよう啓発してまいります。子どもの健康につきましては、聴覚の異常を早期に発見して、適切な支援につなげるため、新生児聴覚検査の必要性を周知するとともに、検査費用を助成することで、全ての新生児が聴覚検査を受けるよう努めてまいります。更に視力の異常を早期に発見して、適切な治療につなげるため、3歳児健康診査において、視力検査機器を導入し、視力検査の精度を高めてまいります。豊かな高齢社会の形成につきましては、海田町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの強化や認知症対策の充実に取り組み、高齢者が生きがいを感じ安心して生活ができるよう、高齢者の暮らしを地域全体で支える社会の確立に向けて取組を進めてまいります。また、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉及び介護保険における目標や施策等を定める海田町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたします。介護予防の推進につきましては、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するため、いきいき百歳体操や水中健康教室等、虚弱高齢者に対するフレイル予防事業の推進に努めてまい

ります。生きがいつくりと社会参加の促進につきましては、高齢者が社会の担い手としてその能力と経験を生かして活躍できるよう、高齢者の能力を生かしたボランティア活動の促進に努める海田町社会福祉協議会や、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ながら地域社会の活性化に貢献する海田町シルバー人材センターと連携を図り、生涯現役社会の実現に向けた取組を進めてまいります。障がい者福祉の推進につきましては、障がい者施策を総合的に進めていくため、第3次海田町障がい者基本計画を策定するとともに、障がい者、障がい児の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するため、第6期海田町障がい福祉計画及び第2期海田町障がい児福祉計画を策定いたします。また、障がいのある人に対する手続の窓口を一本化し、サービスを利用しやすくするため、これまで保健センターで行ってきた精神障がい者の手帳や自立支援医療等の申請について、社会福祉課に受付窓口を集約してまいります。国民健康保険につきましては、県単位化による国保制度の3年目となり、引き続き、国民健康保険税の税率を見直すこととしておりますが、令和2年度は、税率の一部引下げ、被保険者の負担軽減に配慮しつつ、適切な賦課・収納対策を行ってまいります。また、住民の健康の保持、増進を図るため、引き続き、生活習慣病対策として特定健康診査の受診率向上や疾病発症のリスクを有する住民への保健指導の効果的な実施に努めてまいります。

7点目の交通ネットワークが整い、都市機能が充実したまちづくりににつきましては、住民生活や地域活力を支える基盤として、安全性や快適性に配慮した有機的な道路のネットワーク形成を図り、計画的かつ段階的なまちづくりに取り組んでまいります。海田町循環コミュニティバスにつきましては、令和元年度策定予定の循環バスルート見直し案のとおり、小型車両の導入、瀬野川を中心に切り分けた2ルートでの運行を行い、乗車の状況、収支状況等を精査し、課題を整理してまいります。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、鉄道や関連街路の設計等に対する地域負担を行ってまいります。また、東広島バイパスについては、国土交通省により、令和4年度に全線開通見込みであることが発表されました。引き続き、広島南道路と併せて、事業促進、高架部の早期完成を国に要望してまいります。都市計画道路の整備につきましては、中店小学校線の令和2年度の開通を目指して、道路改良工事を実施してまいります。町道の老朽化対策につきましては、計画的な修繕工事等を実施するとともに、経年劣化したあんしん歩行エリアの修繕を実施してまいります。また、橋りょうの老朽化の状況を把握するた

め、5年ごとの定期点検調査業務を引き続き実施してまいります。海田総合公園につきましては、第2期整備区域の実施設計に着手してまいります。また、広島県水道事業に伴う新しい多目的グラウンドの築造に引き続き取り組むとともに、キャンプ場入口の整備等を進めてまいります。また、老朽化した既存施設の改修を引き続き行ってまいります。水道事業につきましては、水道事業経営審議会などからいただいた意見を参考に、適正な料金体系を検討の上、料金改定の実施に取り組んでまいります。また、広島県水道広域連携については、引き続き協議会に参加し、海田町にとって個別に有効な連携事業について協議してまいります。国信浄水場改修事業につきましては、令和5年度末までの工期を予定しており、令和2年度は電気・機械設備の改修工事に着手してまいります。水道事業における今後の災害対応につきましては、災害時における断水への応急給水対応を可能とするため、給水車を購入いたします。公共下水道事業につきましては、健全な事業経営を継続していくため、令和5年度から公営企業化を目指し、基本計画の策定に取り組んでまいります。また、公共下水道の汚水面整備については、中店地区JR横断部の協議を進め、未普及地区解消に努めてまいります。

続きまして、4地区におけるまちづくりの取組について申し上げます。海田町はコンパクトな町ですが、地域によって特徴があり、その地域に合った取組が重要であるため、地域の良さを生かしながら、地域それぞれの課題を解決し、個性豊かな暮らしやすいまちづくりを目指して、まちまるごとオンリーワンの実現に取り組んでまいります。まず、海田地区につきましては、にぎわいのまちづくりを進めてまいります。旧千葉家住宅におきましては、大手堀等の改修を行い、広島県指定重要文化財として適切に保護を行うとともに、一般公開の内容を拡充してまいります。隣接する織田幹雄スクエアと一体的に運営することで、本町の学びと歴史文化の拠点施設として、その充実を図ってまいります。中店地区の町道2号線瀬野川西踏切整備事業については、用地買収を完了した箇所について、歩道整備工事に着手してまいります。その他、窪町地内の町道14号線、昭和町地内の町道217号線の道路修繕工事を実施してまいります。次に、海田東地区につきましては、水と緑と文化が息づくふれあいのまちづくりを進めてまいります。生活や事業活動における利便性の向上や、避難路として重要な役割を持つ瀬野川を渡る道路橋として新畝橋の整備に向けた橋りょうと周辺道路の基本設計に着手してまいります。海田東小学校正門前の町道7号線については、用地買収が完了した箇所の歩道整備工事を実施してまいります。砂走地区の井手橋については、橋りょう修繕工事を実施してまい

ります。国信橋北詰の交差点改良については、引き続き、関係機関に強く早期の完成を求め、歩行者の安全の確保に努めてまいります。次に、海田南地区につきましては、豊かな自然が息づき、住みよさと元気あふれるまちづくりを進めてまいります。三迫二丁目地内の仮称町道143号線道路改良工事については、引き続き、用地買収を進めてまいります。三迫三丁目地内の西中央橋については、橋りょう修繕工事を実施してまいります。次に、海田西地区につきましては、暮らしと産業が調和し、各世代が交流する共生のまちづくりを進めてまいります。ひまわりプラザをかいた版ネウボラの拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。また、ひまわりプラザ周辺で福祉保健まつりを開催し、参加型のイベントなどを通して健康づくりや子育てについての啓発を行い、子どもの健やかな成長と町民の健康意識の向上につなげてまいります。そのほか、明神町地内の町道3号線の舗装修繕工事を実施してまいります。

最後に、令和2年度の本町の予算編成につきましては、海田町中期財政運営方針に基づき、持続可能な安定的な財政運営に努め、財源を確保しながら、第4次海田町総合計画後期基本計画に掲げた施策を重点的に推進する予算といたしました。

以上、施政方針を申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するため、町民の皆様の声を受け止め、町政発展に邁進する所存でございます。

一応、訂正だけさせていただきます。よろしいでしょうか。織田幹雄記念館の総合施設と言いましたが、複合施設に訂正をさせていただきます。それから、かいた版ネウボラと言いましたが、ネウボラアプリを追加させていただきます。それから、不登校対策の引き続き学校内外の外を追加させていただきます。それから、広島市東部地区連続立体交差事業に関してのところでございますが、地域負担と言いましたが、地元負担と訂正させていただきます。それから、水道広域連携のところでは連携事業と申し上げましたが、連携事業に訂正させていただきます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原）御苦労様でした。

以上で、施政方針演説を終わります。本日の議事日程は終了する見込みでございます。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、御参集いただきますようお願いを申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後 2 時 4 4 分 延会